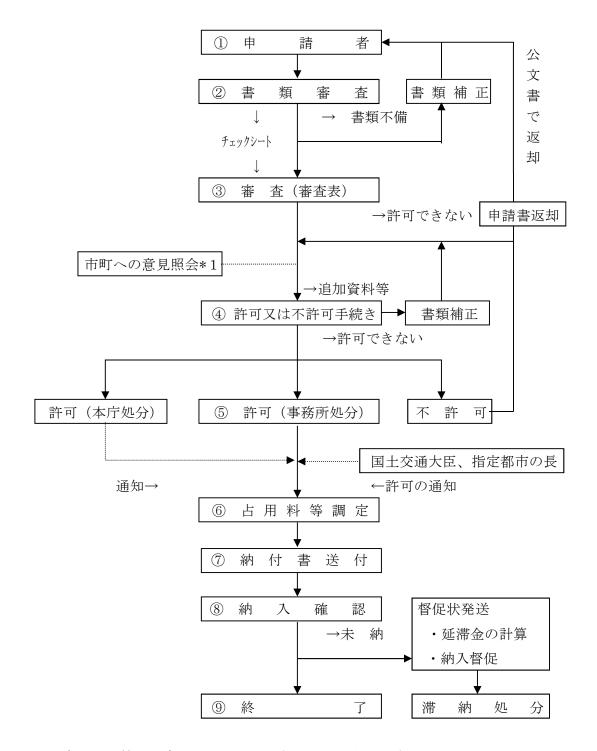
# 第2章 河川区域等における占用又は工事に係る申請の事務処理

# 第1節 事務処理

# 1 一般的な事務フロー



\*1: 占用許可等の場合において必要となることがあります。

# 2 許可申請書等について

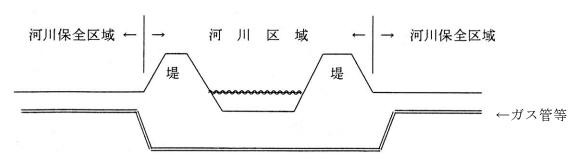
(1) 許可申請書は、別紙1のものを使用してください。

この許可申請書で、法第20条、23条、23条の2、24条、25条、26条、27条、55条などの申請に使用できます(大臣認可、同意が必要な事案は除く)。

ただし、許可申請書については、河川法施行規則で定められた様式(法定様式)があるので、法定様式で申請された場合にも受付を拒否しないよう注意してください。

なお、申請は各条文ごとに行うのではなく、場合によっては、1つの申請に複数の条文 が記載されて申請されることもあります。この場合、通常、許可も個々の条文について行 うのではなく、ひとつの許可で行います。

# <例:河川断面>



この場合の許可申請は、河川法第24条、26条及び55条となり、許可も同様となります。

#### (2) 審査表

審査表は、決裁前に事務的・技術的な審査を行うためのものですので、大半の事務処理で使用し、審査することおすすめします。また、申請者への書類の補正依頼などが1度にできるなどのメリットもあります。様式は、別紙2の様式を使用してください(別途事務所で作成している場合はその様式でも可)。

#### 3 留意事項

- (1) このフローは、通常の一般的な事務として記載しています。事案によれば、これによらないこともあるので、所内でよく相談してください。
- (2) 不許可処分にする場合には、必ず理由(なぜ不許可なのか)を付して公文書で行ってください。(参考文例1参照)

また、内容不備等で本審査前に書類を返却する場合には、なぜ返却するのか理由を明確 にして、できるだけ文書を付して返却してください。

なお、書類の修正若しくは申請内容の補正事項は、参考文例2などを参考にしながら指示事項を書き留めておき、できるだけ1度に申請者に伝えるようにしてください。

- (3) 許可申請書の内容審査にあたっては、別紙3の「許可申請書チェックシート(事務審査編)」を参考にして、内容に不備がないか確認してください。
  - 内容の審査にあたっては、「第2節」以降の各条文を参考にしてください。
- (4) 内容に不備がなければ、審査表を作成して審査してください。
- (5) 審査表が手元に戻ってきたら、次は、許可の決裁を上げることになります。このとき、 審査表で事務及び技術審査で条件若しくは書類の補正が記入されていないか確認し、必要 に応じて許可条件を付したり、又は、許可前に申請者に指示し補正します。
- (6) 許可した内容に変更が生じた場合についても、新規許可と同様の事務手続きが必要となります。
- (7) 地位承継又は権利譲渡については、別紙1によらず別紙4又は5で申請できます。
- (8) 許可後、申請者に対しては、別紙6による工事着手届を提出させ、また、工事が完了したときも同様式で工事完了届を提出させるようにしてください。

## 〇河川法第18条(工事原因者の工事の施行等)

河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を 損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせ た行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた河川工事又は河川の 維持を当該他の工事の施行者または当該他の行為の行為者に行わせることがで きる。

#### 〇河川法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)

河川管理者以外の者は、河川法第11条、第16条の3第1項、第17条1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

#### 〇河川法第23条 (流水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者 の許可を受けなければならない。

#### 〇河川法第23条の2 (流水の占用の登録)

河川法第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水その他これに 類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を 占用しようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けな ければならない。

#### 〇河川法第24条(土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

# 〇河川法第25条(土石等の採取の許可)

河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

#### 〇河川法第26条1項(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口付近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

#### 〇河川法第27条1項(土地の掘削等の許可)

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

#### 〇河川法第55条1項(河川保全区域における行為の制限)

河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ただし、 政令で定める行為については、この限りでない。

- 1 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 2 工作物の新築又は改築

# ※「河川六法」、「河川法解説」も必ず読むようにして下さい。

	許可申請									(別糸	₹1)
	手数料								年	月	E
	収入証紙		許	可	申	請	書				
	貼付欄										
				住月	斤			氏:	名		
兵庫県	知事		様								
₹			申請者	住所							
			申請者	氏名							
			担当者	氏名							
				電話							
				電子メー	ール(任	意)					
		下記のと	おり河川	法第	É	条の許可	可を申	請します。			

記

申 請 区 分	新規・変更	・継続 (権利 譲渡	地位入承継	法区	分	条文	区分	申請	区分
前回許可番号	兵庫県指令	ì	号の						
前回許可年月日		年 月	日						
河川の名称	級河川	川水系	Щ	!			 		
占用の場所			から まで						
占用の目的									
占用物件の数量	・規格・構造等	<u> </u>							
物 件 名	寸法 (外径)	数量(延長・)	面積等)	単 位	種	別	枝	名	等地
	• m		•	- - - -					
	• m		•	i i i					
	• m		•						
	• m		•	: :					
	• m		•						
	• m		•	! ! !					

(注) 太枠内は記入しないで下さい。

(注:申請書は、法定様式があるのでそれに基づいて申請があっても拒否できない。)

工事の実施方	法			
L III o HII HI	=t-T 0 H 2 .	h-		п 4 ~:
占用の期間	許可の日から	年	月	日まで
工事の期間				
特記事項				
	-			

#### 添 付 書 類

- 1 新規又は変更申請の場合(各3部提出)
  - (1)位置図 (2)平面図 (3)横断図 (4)縦断図 (5)求積図 (6)占用物件の構造図
  - (7) 損害賠償責任負担請書 (8) 現況カラ-写真 (9) その他所長の必要と認めるもの
    - (注) 変更申請の場合は、前回許可書(写)及び変更理由書を必ず添付すること。
- 2 継続申請の場合(各2部提出)
  - (1)位置図 (2)平面図 (3)前回許可書(写) (4)その他所長の必要と認めるもの

# 記入上の注意

- (1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 河川法施行規則第39条の規定により、許可の申請を同時に行うときは「第条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。
- (3) 河川管理者以外のものがその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載しないこと。
- (4) 「工事の実施方法」については、工事の実施にあたっての治水上の措置、及び施行の順 序等について具体的に記載すること。
- (5) 河川法第 27 条及び第 55 条第 1 項等の許可申請を同時に行うときは、「特記事項」にその行為の面積、内容及び方法を詳細に記載すること。
- (6) 変更申請の場合は、変更内容を新(黒字)旧(赤字)対照書きすること。
- (7) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を〇で囲み、別紙様式 に必要事項を記載して提出すること。

(別紙2)

(審査表)

受付	番号 -	_	_		起夠	案日	年		月		決裁	戈日	年	J	1	日	
件	名																
申請住氏	所																
			処	<u>.</u>		理			経	, 2		過					
年月	月	取扱者印	処	理	経	過		年	月	日	取扱者印		処	理	経	過	
			審			査			意	`	l	見					
	事	務	審	査	,	氏	名		技	:	術	審		査		氏	名

# 許可申請書チェックシート(事務審査編)(M.1)

		· • •	
審	查 事 項 ( 共 通 項 目 )	審査 結果	備 考 (申請者への指示事項等)
許可申請書	○申請者の住所氏名及び連絡先が記載 されているか		
	□ ○法人等の代理申請の場合、適法な委任		
	状が添付されている	 	
	□ 申請の根拠条項は記載されているか □ ②変更・継続の場合、前回許可番号等の		
	○変更・極続の場合、前回計引番を等の   記載があるか		
	○河川の名称に誤りはないか		
	○占用の場所は明確に記載されている か		
	○占用(又は工事)の目的は、添付図面 の内容と合致しているか		
	○物件名の記載は適格か。		
	(寸法、数量、単位の記載方法が添付 図面と合致していること)		
	○工事の実施方法は、河川の管理に支障		
	を及ぼさない方法となっているか		
	(例:河川内に重機や資材を常時置く		
	ことになる等) ○占用の期間は、適正な期間となってい		
	るか	{	
	○工事の期間は、余分な工期をとってい ないか(原則非出水期施行)		
位置図	○占用(又は工事)を申請しようとする		
	場所がわかる程度の図面 (縮尺 1/50000以内)が添付されているか		
実測平面図	○占用(又は工事)に係る現況と計画内		
	容を表示するのに適当な実測平面図		
	は添付されているか(縮尺 1/100~ 1/2000 程度以内)		
	○実地測量に基づいて作成されている		
	か(現地状況を測量した図面)	 	
	○占用(又は工事)する範囲が朱色で囲 まれるなど特定できる内容か		
	○官民境界線(協定している場合)、河		
	川区域線又は河川保全区域線等が記		
	■ 載されているか ○郡 (市)、町字名及び地番が記入され		
	ているか	<u> </u>	
	○作成年月日、作成者の氏名等の記載が あるか		
	W/ W //		

		(No. 2)
実測平面図	○矢印で河川の流れが記載されている か	
求積図	○占用(又は工事)を行う土地(河川敷 地)の求積図は添付されているか	
	○小数点第2位まで記載されているか	
	<ul><li>○確認できる求積表が添付されているか(座標値の記載だけになっていないか)</li></ul>	
	<ul><li>○平面図に記載されている形状と求積</li><li>図の形状は一致しているか</li></ul>	
	<ul><li>○許可申請書記載の占用(又は工事)の 数量と求積の数量は一致しているか</li><li>○作成年月日、作成者の氏名等の記載が</li></ul>	
Liffe block tood	あるか	
横断図	<ul><li>○占用(又は工事)に係る実測横断図は 添付されているか</li></ul>	
	○実地測量に基づいて作成されている か。(現地状況を測量した図面)	
	○平面図の断面記載箇所と合致しているか	
	○官民境界線(協定している場合)、河 川区域線又は河川保全区域線等が記 載されているか	
	○計画地盤面、計画水位(H.W.L-ハイ・ウ ォーター・レベル)又は既往最高水位が記載 されているか	
	○作成年月日、作成者の氏名等の記載が あるか	
縦断図	※占用(又は工事)が広範囲に及ぶ場合 若しくは占用(又は工事)の内容から 縦断図が必要となる場合がある	
	●縦断図が必要な工事かどうか技術担 当課と協議済みか	
	●作成年月日、作成者の氏名等の記載が あるか	
構造図	○占用(又は工事)により設置される工作物の設計図又は構造図が添付されているか	
	<ul><li>○当該工作物は、工作物設置許可基準に 合致しているか</li></ul>	
	○作成年月日、作成者の氏名等の記載が あるか	

その他参考 図書	○損害賠償責任負担請書は添付されて いるか			
	<ul><li>○現況カラー写真は添付されているか</li><li>○市町長の意見書は添付されているか</li></ul>			
	●法務局備付字限図は添付されている か			
	●流量計算書は添付されているか ○変更許可申請書には、変更前・後が対 照できる図書が添付されているか			
	○その他			
₩ 1 ×	のまは、一郎仏み末高と気料しよくのでも		生)ァ よい、マグル	

注1: この表は、一般的な事項を記載したものであり、すべての申請において絶対に必要になるとは限らない事項も入っています。申請によっては所内でよく調整してください。

注2: ●印は、申請内容により必要となるものです。

注3: 位置図は、申請場所が特定できる縮尺のもので結構です。例えば、住宅地図でも 構いません。

注4: 占用面積は、座標計算で算出できますが、面積を確認するため、できるだけ三斜 法による計算表を添付させるようにしてください。求積は、小数点第3位以下を切 り捨てた小数点第2位でそれぞれの面積(三角形の底辺と高さの積)を小数点第4 位まで求め、その総合計について2除した後小数点第2位に止めて作成します。

# 地 位 承 継 届

年 月 日

兵庫	県知事	<b>∓</b>		Г	1							_
			様		住所			E	氏名			_
₸☐		申請者	住所									
		担当者	f氏名 <u></u> 電話 <u></u> .									
			電子メー	-ル(任	意)							
		下記のとおり	地位承継	したの	で、届り	ナ出言	<b>きす</b> 。					
				記				由≇	マハ		0.5	
								中誀	区分		0 5	1
前回	可許可番号	兵庫県指令	第		号の 2	法	区分					
前回	許可年月日	年	月		日	有料	斗・ <b>弁</b>	無料[	区分	1	2	
地位为	承継年月日	年	月		日	Ì	或額	• 調泵	定		1	
公共	施設の名称											
被承	継人の 住所	:										
	氏名											
前回	回許可の内容	及び条件の概要										

- (注) (1)太枠内は記入しないで下さい。
  - (2)前回許可書(写)を必ず添付すること。
  - (3)地位承継後の商業登記簿謄本(写)を添付すること。

# 権利譲渡承認申請書

日

										年		月
<b></b> 車県知事												
	様											
〒		住所				X	氏	名				
	譲渡人	住所										
		氏名										
		電話										
		電子メ	ール(任意	意)								
	譲受人											
			ール(任意									
		担当者	名									
	下記のとおり	り権利譲	渡の承認	を申請	青しす	きす。	o.					
	下記のとおり	り権利譲	渡の承認: 記	を申請	青しま	きす。		<b>≟</b> ±: ⊢	<del></del> /\			
No constant of the			記	を申言	<b>青</b> しす	きす。	申詞		玄分	<b>&gt;</b>	(	) 4
	兵庫県指令	第	記号の	を申言	<b>青</b> しす	きす。	申記法区	区分		<b>&gt;</b>		
前回許可年月日	兵庫県指令 年	第月	記 号の 日	を申言 	青しす	きす。	申記 法区	5分無料[	·		1	2
前回許可年月日権利譲渡年月日	兵庫県指令	第	記号の	を申言	<b>青</b> しす	ぎす。	申記法区	5分無料[				
前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称	兵庫県指令 年 年	第月	記 号の 日	を申言	<b>青</b> しす	きす。	申記 法区	5分無料[	·			2
前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称	兵庫県指令 年 年	第月	記 号の 日	を申言	<b>青し</b> す	きす。	申記 法区	5分無料[	·			2
前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称	兵庫県指令 年 年	第月	記 号の 日	を 申言	青しす	<b>.</b>	申記 法区	5分無料[	·			2
前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称 前回許可の内容	兵庫県指令 年 年	第 月 月	記 号の 日 日				申記法区 有料 減	区分無料區質	区分 調	停	1	2 1
前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称 前回許可の内容	兵庫県指令 年 年 及び条件の内容	第 月 月	記 号の 日 日				申記法区 有料 減	区分無料區質	区分 調	停	1	2 1
前回許可 番号 前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称 前回許可の内容。 (注) (1)太枠内	兵庫県指令 年 年 及び条件の内容	第 月 月	記 号の 日 日	許可書	<b>書</b> (写	<i>ī</i> ;)	申記法区 有料 減	で分無料 質	区分 調	停	1	2 1
前回許可年月日 権利譲渡年月日 公共施設の名称 前回許可の内容	兵庫県指令 年 年 及び条件の内容	第 月 月	記 号の 日 日 (2)前回i	許可書	<b>書</b> (写	<del></del>	申は法権が減るを必める。	で分無料 質	源(添木	停	1	2 1

(1)前回の許可条件を順守すること

兵庫県 県民局長

(別紙6)

# 工事着手・完成・廃止届

年 月 日

兵庫県 県民局長

様

住	所	
(所在	E地)	
氏	名	
	你・代表者名)	
電話	舌	
電子		
担当	<b>省</b> 者氏名	

許可(承認)指令	年 兵庫県指令	月第		号
占使用(行為)場所	市郡		町	
工事(行為)期間			日から 日まで	
工事着手・完成・廃止	年	月	日	
工事着手・完成・廃止				

- (注) 1 着手・完成・廃止は、該当を○で囲むこと。
  - 2 完成届の場合は、工事完成写真を届書に添付提出のこと。

兵庫県指令 第 号

○○市○○町○○1-1 兵 庫 太 郎

令和 年 月 日付けで申請のあった河川法(昭和39年法律第167号)第 条及び第 条の規定に基づく申請については、審査の結果、下記の理由により不許可とします。この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁 決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県○○県民局長

記

不許可理由

# 申請図書の補正事項

申請年月日	令和	年	月 日	関係	系法 令		:	法	条関係
申請者住所 氏名						連絡先			
			Tel					Tel	
補正	事 項	(修正	・追加等)		措	置	内	容	措置日

# 第2節 河川区域内における占用(又は工事)の許可又は承認申請の事務

- 1 河川区域内における土地の使用(河川法第24条及び第26条1項)
  - (1) 意 義

河川区域内の土地に工作物などを設置して使用する場合に必要となる許可手続です。

(2) 要 件

ア 河川区域内の土地について

河川区域内の河川管理者が占用許可を与えることのできる「土地」とは、河川のために取得された国有地(国土交通省名義:旧建設省及び旧内務省名義又は官有地)をいいます。※河川以外の目的で取得したもの(例:道路等)は含みません。

管理する省庁により国有地といっても所管が異なりますが、河川法でいう土地とは、国土交通省(旧建設省及び旧内務省など)所管の国有財産に係るものをいいます。

イ 県名義の土地について

河川工事のため取得した「地方公共団体」名義の土地についても、法第 24 条の許可の 対象となります。

これは本来、河川工事のために取得する土地は、国有地として登記すべきところ誤って登記されたため、地方公共団体有地となっているに過ぎないものです。

なお、河川堤防が、県道として使用(占用)されていることも多く、道路の改修事業で県名義として登記されているものもあるので、このような場合には道路関係課に確認してください。

- ウ 河川区域内の土地の占用は公共性又は公益性の高いものに利用されることが原則です。 河川占用の許可ができる相手及び施設は、別表 (河川敷地占用許可基準※国の準則と 同じ)のとおりです。(解説は河川敷地占用許可準則ハンドブック参照)
- エ 河川区域内の土地を占用する場合には、「工作物を設置しないもの」と「工作物を設置 するもの」の2とおりが考えられます。
  - ① <u>工作物を設置しないで占用</u>する場合 法第 24 条の申請だけが必要となります。例えば、牧草放牧地、公園など、河川敷を 現状のまま使用する場合がこれに該当します。
  - ② 工作物を設置(新築等)して占用する場合

法第24条(土地の占用)と法第26条1項(工作物の新築、改築、除却)の両方で申請が必要となります。例えば、道路橋の設置、電柱の設置、管路の敷設などがこれに該当します。

- オ 河川区域内に工作物を設置する場合、河川敷地占用許可基準のほか工作物設置許可基準、河川管理施設構造令及び河川砂防技術基準等を参考にしてください。
- (3) 許可申請に必要となる図書(省令第15条参照)
  - 位置図

住宅地図等の既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもって代用しても可。

② 実測平面図

当該占用の箇所並びにその周辺の地形、地上物件及び事業計画書を表示した図面

- ③ 求積図
- ④ 横断図

当該占用の箇所の河川断面状況が分かる図面

- ⑤ 縦断図(必要がない事案のときもあります。)
- ⑥ 構造図
- ⑦ その他(必要に応じて添付する書類)
  - a 河川管理者以外の者が、その権原に基づき管理する土地において新築等又はその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
  - b 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けた ことを示す書面又は受ける見込みに関する書面
  - c その他県民局長が必要と認める図書
- ※ 図書作成にあたっては、第1節3の別紙3(許可申請書チェックシート)を参考にしてください。
- (4) 河川占用の期間(詳細は、河川敷地占用許可基準第12を参照-Ⅲ要綱・通達編)

10年:基準第7第1項第1号から第7号までに規定する占用施設

5年:基準第7第1項第8号に規定する占用施設

ただし、これは目安であって、河川の状況、占用の目的及び態様等を考慮して適切な期間とし、事案によっては一年ごとに区切って許可することも可能です。

(5) 許可期間が満了した占用許可の取扱い(許可の更新)について

ア 許可の更新の考え方

実務上"継続許可"と呼んでいる事務手続きです。

考え方は、許可期間の満了と同時に許可の効力もなくなります。取扱いとしては、全くの新規許可と同じです。

しかしながら、占用者、占用場所、占用数量等が前回の許可内容と何ら変更がないものについては、申請図書を簡略化し、申請者の負担を軽減する取扱いをすることとしています。ただし、申請図書を簡略化すると許可内容の詳細が把握できなくなりますので、当初許可、変更許可に係る書類を保存するよう注意してください。

イ 許可の更新手続き

従前の許可内容に一切変更がなく、占用期間だけを更新するものについては、次に記載した図書で許可を行ってください。なお、更新時に前回の許可内容と異なることが判明した場合には、その変更内容が把握できる図書を添付させた上で、更新とあわせて変更許可を行うこととなります。

<許可の更新に必要な図書>

- ① 位置図
- ② 実測平面図(前回の許可時に添付していた図面の写しでも可)
- ③ 前回許可書(写し)
- ④ その他県民局長が必要と認める図書 (例:カラー写真など)

#### (6) 留意事項

ア 既設工作物の改築・除却のみの場合

占用許可を受けている工作物を改築したり、除却(占用廃止における工作物の撤去等の行為を含む。)したりするときは、法第26条1項の申請のみが必要となります。

#### (7) 適 用

法第24条の説明でも少し触れましたが、河川区域内において、何らかの工作物を 新築、改築、又は除却する場合に必要となる手続です。

法第26条1項の規定は、河川管理者が取得した土地だけでなく民有地にも適用されます。

なお、法第26条第1項の許可は、工作物の新築等を認めるだけで、土地を使用する権限まで与えるものではないので注意してください。

### (イ) 工作物とは

工作物は、河川区域内の土地の地表に定着するものに限らず、例えば、つり橋、電線等のように上空に設けられるものや、サイホン、トンネル等のように地下に埋設される工作物も含みます。ただし、地上及び地下に設置される工作物の高さや深さの限界は、社会通念(管理する能力が及ぶ範囲)によって定められます。

なお、工作物には河川管理施設は含まれません。河川管理者以外の者が河川管理施 設の新築等を行う場合は、法第20条の承認工事になります。

- (ウ) 同条の許可を受けてダムその他の工作物を新築し、又は改築する場合、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、合格しなければ当該工作物は使用できません(法第30条関係)。なお、その他の工作物とは次のとおりです(政令第17条参照)。
  - ① 法第44条1項に規定するダム(政令第23条参照)
  - ② 河川管理施設と公用を兼ねる工作物(いわゆる兼用工作物です。)
  - ③ 堤防を開削して設置される工作物
- イ 占用工事に伴い、占用する範囲での土地の形状の変更は、法第24条、第26条第1項の申請で審査します(法第27条第1項:第26条1項の許可に係る行為のためにするものを除く)。しかし、占用工事に付随して占用する範囲以外で土地の形状を変更する場合には、法第27条の許可が別途必要となる場合があります。

また、占用工事に伴い、付随して護岸等(河川管理施設)を改修する場合には、法第20条の承認が必要となる場合があります。

- ウ 国(国の機関)が申請者の場合には、法第24条、26条の許可でなく、法第95条 での協議となります。この場合、協議に対する同意をもって法第24条、26条の許可 があったものとみなされます。
- エ 許可工作物の管理者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努める義務があります(法第15条の2第1項)ので、 許可条件にその旨を記載します。
- オ 占用許可に関してはさまざまな通達及び要綱があります。

#### (7) 包括占用の特例

包括占用の特例とは、平成11年3月26日に閣議決定された第2次地方分権推進計画において、「地元市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施すべきこと」とされたことにより創設されたものです。

包括占用許可については、本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用することが必要です。以下に、包括占用許可制度の概要を示します。

#### 〈包括占用許可制度の概要〉

- 1 包括占用区域の決定
  - ・治水上、環境の保全上等の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、市町村 と河川管理者が協議して決定する。
- 2 包括占用に係る許可の申請
  - ・市町村が行う河川法第24条(土地の占用の許可)の許可申請である。
  - ・占用目的を具体的に特定する必要はない。
- [一般の占用の場合は、公園、船着場、樹木の栽植等の占用目的を具体的に特定した上で、河川法第24条、第26条第1項、第27条第1項の許可申請を同時に行う必要がある。]
- 3 包括占用の許可
- 4 包括占用区域の具体的利用方法の決定
  - ・市町村は、都市計画に関する基本的な方針等に沿って、具体的な利用方法(公園、
  - ・船着場、樹木の栽植等)を自ら決定することができる



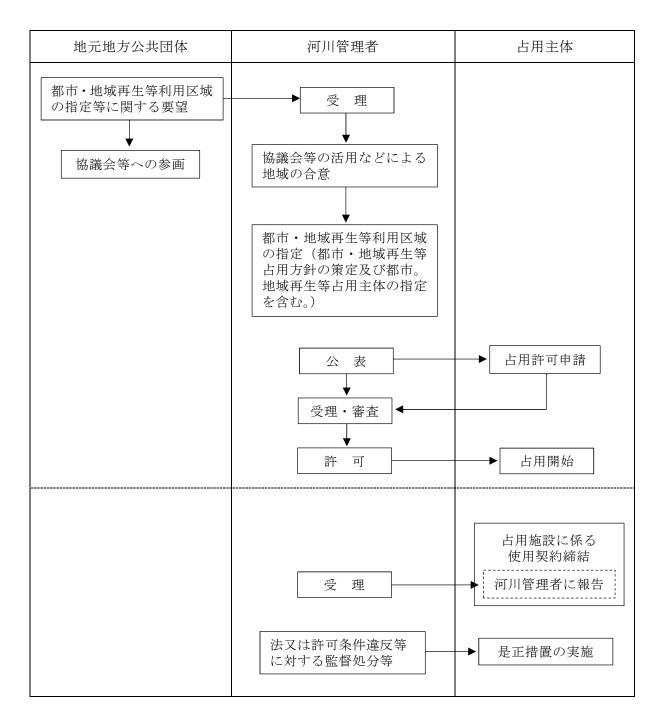
- ・ 市町村は、施設設置者(一般の占用の主体となり得る者)と使用契約を締結し、包括占用区域を占用施設の設置を目的として当該施設設置者に使用させることができる。
- 5 占用施設の設置等に係る許可の申請
  - ・市町村又は施設設置者が行う河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)、第27条1項 (土地の掘削等の許可)の許可申請である。
  - ・治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、 その設置等の範囲及び上限の数を申請すれば足りる。
    - [一般の占用の場合は、治水上支障が小さいと認められるベンチ、樹木の栽植等についても設置個所の特定等が必要である。]
- 6 占用施設の設置等の許可

#### (8) 都市・地域再生等利用区域の特例

都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域 (都市・地域再生等利用区域)とは、河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進 する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川における治水、利水機能の確保、 河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られる よう創設されたものです。

また、河川敷地占用における占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところですが、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能となりました。

以下に、都市・地域再生等利用区域の特例制度の概要を示します。



〈許可基準別表〉

\ H	十り基準別衣/ 
区分	内
	① 占用施設のGに規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認めら
	れる住民及び事業者等
	② また、占用施設Hに規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認
占	められる非営利の愛好者団体等
	③ 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理
	者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)
用	④ 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、
	地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
主	⑤ 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、
土	電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある 事業又は活動を行う者
	・
体	⑦ 都市計画法第4条7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体
	となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者
	⑧ 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等
	において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施
	設(マリーナ)等の整備を行う者
	A 地域住民の福利厚生のために利用する施設
	・公園、緑地又は広場・運動場等のスポーツ施設
	<ul><li>・ 連動場等のスポーノ旭設</li><li>・ キャンプ場等のレクリエーション施設</li></ul>
	・自転車歩行者専用道路
	B 公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
	・道路又は鉄道の橋梁(鉄道の橋上駅を含む)又はトンネル
	・堤防の天端又は裏小段に設置する道路
占	・水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用
	ケーブルその他これらに類する施設
	・地下に設置する下水処理場又は変電所
用	・公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
	C 地域防災活動に必要な施設
4-/	・防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
施	・水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
	D 河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
設	・遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
	・河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は国辺環境敷備のために設置されるよの
	業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの ・地下に設置する道路又は公共駐車場
	・・売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。)
	・防犯灯
	E 河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
	・河川教育・学習施設
	• 自然観察施設
	• 河川維持用具等倉庫

- F 河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
  - ・公共的な水上交通のための船着場
  - ・船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む)
  - ・荷揚場(通路を含む)
  - ・港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
- G 住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
  - ・通路又は階段
  - ・いけす
  - 採草放牧地
  - ・事業場等からの排水のための施設
- H 周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限度の規模で設置が認められる施設
  - グライダー練習場
  - ・ラジコン飛行機滑空場

#### 留意事項

施

用

占

ア 占用施設のうち、G及びHに掲げる施設その他当該施設の周辺に影響を与える 施設については、その利用が付近の住民にとって迷惑となるおそれが強いので 周辺の市町に意見照会をする必要があります。

設

イ 占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上 必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のた めの駐車場の占用を許可することができます。

この場合には、次のような許可条件を付すこと

- ・本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用禁止
- ・使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る 夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等
- ウ 占用施設については、必要に応じて施設利用者のための売店、便所、休息所、 ベンチ等を当該施設と一体となす工作物としてその設置を許可することができます。
- ※ この表の「占用主体」及び「占用施設」は、「河川敷地占用許可準則」の内容を抜粋して記載したものです。

内容審査チェックシート (河川法第24条、26条1項) (No.1)

		エン			1,	1	112.714		
b	]	容	審	查			審査結果	備	考
○申請箇所は あること	、知事	耳管理の-	一級河川	又は二	級河丿	川で			
○河川敷地以むを得ない					占用力	ゆね		用すると	があるから利 いった計画でな すること。
○別表の占用 ること	主体	(申請者)	及び占	用施設	に該	当す			
○占用を許可	する期	間は必要	長小限	度とす	ること	-			
●国道、県道 平面図に道				_ ,	計る場	·合、			
●堤防を道路 第 17 条)(						川法			
型当課と ③橋の占用	する代 にる要を許る協議可	と つりになる ご直接載せ な構造に ま)	。ような せていな は原則不 arcは、	幅員と いか ( 可。構 河川が	なっ <sup>*</sup> 護岸は 橋でi	ていて古術			
●堤防などへ ないこと ( 道路のが い範囲での	(原則不 ート * レー)	(可) (1)、架空線	泉、河川	管理上				工作物設第17参	置許可基準照

 $(N_0.2)$ 

内 容 審 査	審査結果	備	考
●河川区域内に民有地がある場合には、当該民有地 部分は占用面積から除くこと			
●道路橋梁建設に伴い、橋梁設置個所の前後で護岸を整備する場合は、当該護岸整備は占用ではなく河川法20条工事として扱うこと		用でも可。(	寸け程度は占 河川管理者が る必要がある f)
<ul> <li>・堤防に面した土地の所有者から、建築のための堤防の縦断的な占用許可申請は認めないこと</li> <li>塩</li> <li>塩</li></ul>		させると他の	う道路までの
●必要に応じて、法務局備付字限図を添付させるこ と		堤外民有地など	が多い河川な
●流量計算書が必要な事案でないか確認のこと			能力に影響が の判断を要す

注:●は、必ずしも必要なものではありません。

## 2 河川の使用形態について

(1) 自由使用(一般使用又は普通使用ともいいます。)

河川などの公物を一般公衆が自由に使用できる形態をいうもので、管理者の許可・認可 又は届出などの手続をせずに何時でも自由に使用できるものをいいます。

この自由使用は、先着優先で誰もが何ら他から拘束されずに自由に使用できるもので、 ボート遊び、魚釣り、河川の堤防道路の通行、河川敷での散歩などがこれにあたります。

自由使用は名前のとおり河川管理者の許可は不要ですが、使用の形態よっては多数の者が一斉に使用したり、団体で使用したりする等により他の利用者への影響等が生じる可能性があります。

このような場合は、使用者から事前に行為内容を届出させる等、河川管理者においても予め行為内容を把握し、必要に応じて他の行為や工事等との調整、他の利用者からの問合せに対応してください。

# (2) 許可を要する使用

自由使用の範囲をこえるような河川敷の使用、例えば、排水管等の設置、道路橋の設置など<u>排他独占的に継続反復して使用する場合</u>には、河川法第24条の規定に基づき土地の占用許可などが必要となります。

このほかにも、河川区域内等において何らかの行為を行うにあたっては、別途許可若し くは承認が必要となることがあります。

## 3 流水占用料等の徴収について

(1) 流水占用料等の徴収等事務処理要領(昭和63年5月30日 河第98号・平成13年一部 修正)

(同一地域における重複占用の取扱い)

第1 同一人から異なる目的のため同一の地域を重複して占用する許可申請がされたときは、 同一の申請であってもそれぞれの目的ごとに占用料を徴収するものであること。この場 合の占用料の算定は、第5に記載する占用料金の算出方法によること。

なお、申請者が同一でないときも同様であるが、この場合は、先願者の同意を得させ たうえで許可すること。

(占用料金の無料等の取扱い)

第2 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例(平成12年、条例第29号、以下「条例」という。)第3条1項4号の規定により占用料金の全部又は一部を徴収しない旨の知事の認定を受けようとする場合には、無料又は一部無料認定申請書及びその理由を記載した書面を提出させ、知事に伺い出ること。ただし、別表に掲げるものについては、無料認定申請書の提出をさせず、認定されたものとして処理すること。

なお、昭和44年4月24日付河第13号による「河川の流水占用料等の減免措置について」は、廃止する。

(占用料金の徴収と延滞金の徴収方法)

#### 第3

- (1) 占用期間が許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料金は毎年度当該年度分を徴収すること。(条例第2条2項)
- (2) 占用料金を納期限までに納入しない者があるときは、期限(督促状を発する日から起算して20日以上経過した日)を指定して20日以内に督促状を発し、納期限の翌日からこれを納付した日までの日数に応じ、占用料金(100円未満の端数は切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合で計算した延滞金(10円未満の端数は切り捨てる。)を徴収すること。(条例第4条)

注:河川法第74条と県条例第4条に基づく。県の一般原則である「税外徴収金の延滞金の徴収等に関する条例」第3条と「財務規則」第41条に基づく道路占用料、公有土地水面占用料、港湾施設使用料とは、延滞金の料率・督促する際の納期限の取扱いが異なることに注意。cf海岸占用料)

(占用許可期間及び占用料徴収の始期)

#### 第4

- (1) 占用の許可期間の表示は「令和年月日から令和年月日まで」とすること。
- (2) 占用料徴収の始期は、年月日をもって明示した日とする。

(占用面積及び占用料金の算出方法)

#### 第5

- (1) 端数の取扱い及び占用料の確定金額
  - ① 占用料金の算出は、占用物件の種別又は単価が異なるごとに、それぞれの数量を計算し、その数量に1未満の端数が生じたときは、切り上げて計算すること。
  - ② 占用物件の数量が確定したときは、それぞれの数量ごとに料金の額を乗じ、当該乗 じて得た額を合計した後、10円未満の端数が生じたときは、10円未満の端数を切り捨 てたうえ、占用料の額を確定すること。
- (2) 月割計算及び変更許可に伴う数量増減の取扱い
  - ① 占用料算定期間が1年に満たないときは、その年額(10円未満の端数処理をしていない額)に当該年度中の許可期間の月数(変更減の場合は、当該年度中の許可期間の減月数(1月未満の端数がある場合は切り捨て))を乗じて得た額を12で除して算出すること。この場合に10円未満の端数が生じたときは、10円未満の端数は切り捨てること。
- (注: 月割の際の1月とは、民法143条の規定に基づき、その起算日に応当する日の前日に満了することに注意。

また、河川占用料は年度毎に徴収するため(河川法施行令 18 条 2 項)、年度末 に係る1月は3月末で区切ること。



- ② 申請をした事項のうち、数量等の変更があった場合における占用料の徴収又は還付については、次により処理すること。
  - (a) 数量等が増加した場合

増加後の数量に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた後、先に申請された数量(端数を切り上げた後の数量)を減じた数量とし、計算すること。

(b) 数量等が減少した場合

先に申請された数量(端数を切り上げた後の数量)から減少後の数量(1未満の端数があるときは、1未満の端数を切り上げた数量)を減じて計算すること。

なお、占用料を還付する場合、最低料金としての100円は確保するものとする。

## 別表

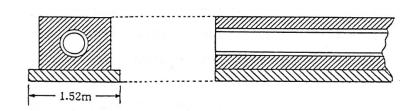
- 1 民有地を河川敷に提供した者が当該土地を占用するとき。
- 2 防犯灯設置のため占用するとき。ただし、営利を目的として広告物を添加させる場合を除く。
- 3 電気事業者が架空電線を設けるために占用する場合の当該架空電線に係るもの(電柱、鉄 柱、送電塔及び共架柱を除く。)。
- 4 テレビ用架空電線を設けるため占用する場合の当該架空電線に係るもの又はテレビ共同 視聴用の架空線及び電柱を設けるため占用するとき(注:難視聴地域解消の非営利のものに 限る。平成2年3月31日河第625号)。
- 5 交通安全、河川の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件。
- 6 学校教育法第1条に規定する学校が学校の運営上必要な施設又は工作物を設置するため 占用するとき。
- 7 鉄道事業法による鉄道事業、軌道法による軌道事業を行うため占用するとき。(昭和62年 4月1日河第76号)
- 8 バス待合所又は停留所を設置するため占用するとき。ただし、営利を目的として広告物を添加させる場合を除く。
- 9 日常生活をするために必要な引込みガス管及び上下水道管を設置するため占用するとき。
- 10 日常生活をするために必要な出入口及び通路(通路橋を含む。)を設置するため占用するとき。
- 11 法令の規定により設立された公社及び公団の行う事業のため、当該公社及び公団が占用するとき。
- 12 有線放送電話に関する法律第3条の規定に基づき郵政大臣の許可を受けたものが有線放送電話業務の用に供する施設及び有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律第3条の規定に基づく郵政大臣に届出をしたもののうち、公益的で非営利な有線ラジオ放送の業務の用に供する施設。

(昭和53年3月18日河第391号)

13 旧日本国有鉄道の承継法人の占用(昭和62年4月1日河第74号)

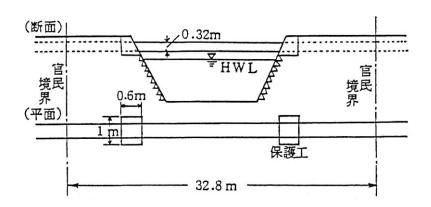
#### [事務取扱いの具体例]

- 2 占用面積等及び占用料金の算出方法 ..... 第 5 (1)
  - (1) 数量計算
    - a 排水管の数量



排水管を上図のようにコンクリートで巻きたてた場合は、その部分(基礎コンクリ ート等のある場合はその部分) の投影面積の幅をもって外径とする。 上図の場合、外径 1.52mとなり 1 m以上のものとして計算する。

#### b ガス管の数量



保護工の部分は、投影面積の幅と外径とし、別計算とする。

ガス管保護工 外径1 m 延長0.6m+0.6m=1.2≒2 m

ガス管 " 0.32m " 31.6(32.8-1.2) m = 32m

したがって、2,000円 (甲地) × 2 m = 4,000円

410 円 (甲地) ×32m=13,120 円

計 17,120 円

牧場

164.2m<sup>2</sup>のときは165m<sup>2</sup>

排水管(外径 0.10mのもの) 20.2m≒21m

排水管(外径 0.25mのもの)14.4m

取水管 ( " 0.36mのもの) 18.2m

外径 0.2m以上 0.4m未満のものとして 32.6m≒33m

索道

10.5mのときは11m

 $56.3 \,\mathrm{m}^2 \mathcal{O}$ ときは $57 \,\mathrm{m}^2$ とする。

したがって

牧場 1円 (丙地)  $\times$  165 m<sup>2</sup> = 165 円 0.1m~0.15m未満の管 53円(丙地)× 21m= 1,113円 0.2~0.4m未満の管 140円 (丙地) × 33m= 4,620円 索道 170円(丙地) × 11m= 1,870円 530 円 (丙地) × 57 m<sup>2</sup> = 30,210 円

合計 37,978 円=37,970 円

(10円未満切捨て)

(3) 月割りの計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第5(2)①

上記(2)の例を12月2日に許可した場合の当該年度の占用料は次のとおり計算する。

各種別(単価)ごとの占用料の計算
$$\times \frac{$$
当該月数}{12}

$$37,970$$
 円× $\frac{4}{12}$ =12,656 円=12,650 円(10 円未満切捨て)

- (4) 変更許可に伴う数量増減の取扱い ……… 第5(2)②
  - a 数量増加の場合

増加後の数量-既調定数量=追加調定数量

(1未満の端数切上げ)(端数切上げ済)(端数なし)

-ガス管(外径 0.32m)(18.6m≒19m) −15m=4 m

" ("0.64m) (13.2m 
$$\rightleftharpoons$$
 14m) -10m = 4 m

これを12月2日に許可した場合

1,000円 (甲地) × 4 m=4,000円 計 5,640円

$$5,640$$
 円× $\frac{4}{12}$ =1,880 円 (今回調定金額)

b 数量減少の場合

既調定数量-減少後の数量=今回調定数量

(端数切上げ済) (1未満の端数切上げ) (端数なし)

a の場合において

15m 11.4m

既調定数量 を に減少した場合

10m 8.1m

15m - (11.4m = 12m) = 3m

10m - (8.1m = 9m) = 1m

これを 11 月 10 日に許可した場合

1,000円 (甲地) × 1 m=1,000円 計 2,230円

2,230 円×
$$\frac{(5-1)}{12}$$
=743.33 円≒740 円 (10 円未満端数切捨て)

今回還付する金額 740円

- (2) 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例 (平成 12 年 3 月 28 日条例第 29 号) (趣旨)
- 第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第32条第1項 に規定する流水占用料等(以下「流水占用料等」という。)及び法第91条第1項に規定する 土地(以下「廃川敷地」という。)の使用料等の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (流水占用料等の納付)
- 第2条 法第23条の規定による流水の占用の許可若しくは法第23条の2の規定による流水の占用の登録、法第24条の規定による土地の占用の許可又は法第25条の規定による土石等の採取の許可(以下これらを「占用等の許可等」という。)を受けた者は、別表第1から別表第3までに定める流水占用料等納めなければならない。
- 2 流水占用料等は、占用の許可等を受けたときに納めなければならない。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納めなければならない。

(流水占用料等の免除)

- 第3条 知事は、法第23条若しくは第23条の2の規定による流水の占用、法第24条の規定による土地の占用又は法第25条の規定による土石等の採取(以下これらを「占用等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。
  - (1) 上水道のための占用等
  - (2) かんがいのための占用等
  - (3) 国又は地方公共団体の行う事業のための占用等
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める占用等
- 2 占用の許可等を受けた者が当該占用等が前項第4号に該当する旨の知事の認定を受けようとするときは、その理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(延滞金の納付)

- 第4条 占用の許可等を受けた者は、流水占用料等を納期限までに納めない場合において、当該流水占用料等の額が1,000円以上であるときは、その額(100円未満の端数があるときは、切り捨てる。)に、納期限の翌日からこれを納めた日までの日数に応じ、納めるべき額につき、年14.5パーセントの割合で計算した額(10円未満の端数があるときは、切り捨てる。)の延滞金を納めなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるとき、又は知事が流水占用料等の滞納についてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。(納付の順序)
- 第5条 流水占用料等の延滞金は、当該流水占用料等に先立って納めなければならない。 (流水占用料等及び延滞金の不還付)
- 第6条 既に納めた流水占用料等又は延滞金は、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第2項第2号の規定による場合を除き、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請に基づき、その全部又は一部を返還することができる。
  - (1) 天災その他不可抗力により占用等が不可能となったとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。 (廃川敷地の使用料等の納付)
- 第7条 知事が管理する廃川敷地の使用又は当該廃川敷地における土石(砂を含む。)若しくは 法第25条に規定する産出物の採取の許可を受けた者は、使用料又は採取料を納めなければ ならない。この場合においては、第2条から前条まで、別表第2及び別表第3の規定を準用 する。

# 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に占用前に占用等の許可又は廃川敷地の使用等の許可を受けた者に係る 流水占用料等、使用料又は採取料の徴収に関してなされた処分、手続その他の行為は、この 条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成 25 年 12 月 13 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 20 日条例第 8 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

# 別表第1(第2条関係)

# 流水占用料

	X	分	占用料
発電の原動力に供するもの	揚水式発電所の発電所	1 (1) 昭和 40 年 10 月 1 日以後に発電 (設備の点検のためにするもの を除く。以下同じ。)を開始した発 電所 (2) 昭和 40 年 9 月 30 日以前に発電 を開始した後に設備の増設をし、 同年 10 月 1 日以後に当該増設に 係る設備又はその部分を使用して 行う発電を開始した発電所(増設 以後の理論水力についてこの項に 掲げる式により算出した額が、増 設前の理論水力について 2 に掲げ る式により算出した額に満たない ものを除く。)	
		2 1に掲げる発電所以外の発電所	1年につき 2,134円×常時理論水力 +1,067円×(最大理論 水力-常時理論水力)

発電の原動を指している。	場水式発 電所	1 (1) 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所 (2) 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用してに掲げるものを開始したでででも、) ア 昭和40年9月30日以前にで、地設以揚げる式に場が、増設に揚げる式により算出した、額に満たないもの イ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日まで、額がにおいてる報に満たないもの 48年3月31日ま発電所ででより第出した、額に満たないもの項に掲げる式により算出した知りに対した。 項に掲げる式により算出した額が、増設が、増設が、増設が、増設が、対につた額が、は場があれたはの質出した額に満たないもの	{2,134 円×常時理論水 カ+471 円×(最大理論 水力-常時理論水力)} ×0.167 1 年につき
		2 昭和40年10月1日から昭和48年3 月31日までの間において発電を開始し た発電所(1の(2)に掲げるものを除 く。)	·
		3 1及び2に掲げる発電所以外の発電 所	1年につき {2,134円×常時理論水 カ+1,067円×(最大理 論水カー常時理論水 カ)}×0.25
発電以外の原	動力に供っ	するもの	1年につき許可使用水量毎秒時1リットルにつき53円
工業用その他	の用に供っ	けるもの	1年につき許可使用水 量毎秒時1リットルに つき 5,076円

- 備考 1 この表に掲げる式において、常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
  - 2 占用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算する。

- 3 許可使用水量が1リットルに満たないとき、又はその水量に1リットルに満たない端数があるときは、これを1リットルとする。
- 4 占用料の額が 100 円に満たないときはこれを 100 円とし、その額に 10 円未満の 端数があるときはこれを切り捨てる。
  - 一部改正 [平成26年条例8号]

# 別表第2 (第2条関係)

土地占用料

区	分	単位	占用料		
	+ 1 <u>1</u>	甲地	乙地	丙地	
倉庫、足場その他こ	れらに類するもの	1平方メートル につき1年	円 3, 070	円 1, 430	円 1, 060
荷揚場、起重機その	他これらに類するもの	1平方メートル につき1年	2, 390	1, 480	1, 400
田、畑、牧場、やぶもの	その他これらに類する	1平方メートル につき1年	13	7	1
広告物その他これに	表示面積1平方 メートルにつき 1年	26, 000	4, 400	1, 100	
標識、係留杭その他	1本につき1年	3,070	1, 430	1,060	
	外径が 0.1 メートル 未満のもの	1メートルにつ き1年	100	48	36
	外径が 0.1 メートル 以上 0.15 メートル未 満のもの	1メートルにつ き1年	150	72	53
水管、下水管、ガス	外径が 0.15 メートル 以上 0.2 メートル未満 のもの	1メートルにつ き1年	200	95	71
管その他これらに 類するもの	外径が 0.2 メートル 以上 0.4 メートル未満 のもの	1メートルにつ き1年	410	190	140
	外径が 0.4 メートル 以上 1 メートル未満 のもの	1メートルにつ き1年	1,000	480	360
	外径が 1 メートル以 上のもの	1メートルにつ き1年	2, 000	950	710

	索道その他これに類 するもの	1メートルにつ き1年	510	230	170
索道、電線その他これらに類するもの	共架電線その他上空 に設ける線類	1メートルにつ き1年	20	10	7
	地下電線その他地下 に設ける線類	1メートルにつ き1年	10	5	4
	第1種電柱	1本につき1年	2, 200	1,000	770
	第2種電柱	1本につき1年	3, 400	1,600	1, 200
	第3種電柱	1本につき1年	4, 700	2, 200	1,600
電柱その他これに	第1種電話柱	1本につき1年	2,000	930	690
類するもの	第2種電話柱	1本につき1年	3, 200	1, 500	1, 100
	第3種電話柱	1本につき1年	4, 500	2, 100	1,500
	送 電 塔	1 平方メートル につき 1 年	3, 100	1, 400	1, 100
	その他の柱類	1本につき1年	150	72	53
2 0 14	工作物を設置するもの	1平方メートル につき1年	1,530	710	<b>※</b> 530
その他	工作物を設置しない もの	1平方メートル につき1年	300	140	100

- 備考 1 甲地、乙地及び丙地の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 甲地 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市の区域
  - (2) 乙地 甲地以外の市の区域
  - (3) 丙地 甲地及び乙地以外の区域
  - 2 占用面積若しくは表示面積が1平方メートルに満たないとき、又はこれらの面積 に1平方メートルに満たない端数があるときはこれを1平方メートルとし、占用物 件の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートルに満たない端数 があるときはこれを1メートルとする。
  - 3 占用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があると きは月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときはこれを1月と して計算する。
  - 4 占用料の額が 100 円に満たないときはこれを 100 円とし、その額に 10 円未満の 端数があるときはこれを切り捨てる。

- 5 共架電線とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)又は電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 第1種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を 支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4 条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置 する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
- 7 第1種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の 電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者 が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のう ち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。

# 別表第3(第2条関係)

#### 土石その他の河川産出物採取料

	区 分	単 位	採取料	
	砂 利	1立方メートルにつき	325 円	
	砂	1立方メートルにつき	290 円	
かき	なる。(土砂を含む。)	1立方メートルにつき	290 円	
	栗石又は玉石	1立方メートルにつき	385 円	
	20 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの	1個につき	80 円	
転石 30 センチメートル以上のもの		1個につき	80円に10センチメート ル又はその端数を増す ごとに80円を加算した 額	
	その他の河川産出物	知事が別に定める単位	知事が別に定める額	

- 備考 1 採取量が1立方メートルに満たないとき、又はその量に1立方メートルに満たな い端数があるときは、これを1立方メートルとする。
  - 2 採取料の額が 100 円に満たないときはこれを 100 円とし、その額に 10 円未満の 端数があるときはこれを切り捨てる。
    - 一部改正[平成26年条例8号]

#### (3) 留意事項

#### ア 減免措置について

現在の条例単価は、平成8年4月1日より適用をしていますが、新単価が旧単価に 比して大幅に高くなったことから、①平成8年4月1日以前から許可を受けている物 件に対する経過措置と、また、②同年同日以降の新規許可物件についても減免措置(旧 単価の2倍を限度)を講じており、①にかかる経過措置単価(調整単価)及び②の減 免措置単価については、毎年度、占用料金表(ABCコード表)を通知しています。

なお、①については、後段の平成8年4月1日付け土第3号土木部長通達、②については、同日付け河第1号河川課長通達に記述されています。

イ 河川法第23、23の2、24及び25条の規定に基づく国土交通省(国)の許可 に係る流水占用料等の徴収に関する取り扱い

占用許可を国が行ったものであっても、それに伴う流水占用料等は県(※)が収入する事になっています。(河川法第32条参照:河川管理者ではなく都道府県の収入)

ただし、国は、土地の占用に関してすべて「面積」で許可していますので、土地占 用料を算定するにあたっては、添付図面等を精査し、県条例の区分にあわせて料金算 定をしてください。

また、料金算定にあたっては、国の許可期間にも十分留意して行ってください。

## (4) 参考通達

#### ア 光ファイバーケーブルの河川占用手続きの取扱いについて

(平成8年4月1日付河第489号河川課長通知)

標記のことについては、道路占用等他の占使用との統一的取扱いを図るため、今年度から線類として取り扱っています(平成8年4月1日付河第40号ほかの道路補修課長、用地課長、河川課長及び港湾課長の連名通知第1の2の(2))。

つきましては、昭和 62 年 8 月 18 日付河第 209 号通知及び昭和 63 年 6 月 30 日付河第 193 号通知を廃止しましたので、取扱いに誤りのないようお願いします。

記

旧通知	新通知
ケーブルの占用は管類の種別で取り扱	ケーブルの占用は原則として線類の種
う。	別で取り扱う。
ケーブルが鋼管等により保護されている場合は、鋼管等を含めた外径を管類の 直径とすること。	・共同収容施設(独自の収容施設を(鞘管等)を除く。)を利用して設置されるものは「共架電線その他上空に設ける線類」又は「地下電線又は地下に設ける線類」を適用する。 ・独自の収容施設(鞘管等)を利用して地下に設置されるものは、「管類」を適用する。
ケーブルが2者以上の兼用工作物である場合、占用料は財産の帰属割合に基づき徴収する。	ケーブルを最小単位とする(兼用工作物であっても、それぞれを1本とし、帰属割合に基づく徴収は行わない。)。 ∵管類⇒線類による単価減

## イ テレビ共同受信用線等(NCC以外の線類)の取扱いについて

(平成8年5月24日付河第106号河川課長通知)

今回の土地占用料に係る規則改正に伴う線類の取扱いについては、平成8年4月1日付河第40号(以下「連名通知」という。)第1の2の(2))及び同日付河第41号(以下「河川課長通知」という。)記2の(7)で通知したところですが、標記のことについて、各地方機関において若干の混乱がみられます。

ついては、今後、下記事項に注意して処理してください。

記

テレビ共同受信用線等 (NCC (大阪メディアポート株式会社等の新規参入の第一種通信事業者の設置する通信線をいう。連名通知\*1参照)以外の線類)の占用の種別については、連名通知第1の2の(2)及び河川課長通知記2の(7)に準じて取り扱うこと。

## ウ 公共土木施設の占使用料等に係る条例及び規則の一部改正について

(平成8年4月1日付土第3号土木部長通知)

標記のことについては、下記の条例及び規則が平成8年3月29日に公布され、平成8年4月1日(一部を除く。)から施行されましたので、通知します。

つきましては、下記事項に注意し、適切に処理するようお願いします。

記

#### 1 改正された条例等

- (1) 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例
  - ア 道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正
  - イ 兵庫県港湾施設管理条例の一部改正(\*1)
- (2) 公有土地水面の使用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則(\*2)
- (3) 河川の流水占用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則(\*3)
- (4) 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(\*1)
- (5) 港湾区域等における占用等に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 海岸保全区域における占用等に関する規則の一部を改正する規則
  - \*1 移動式荷役機機及び起重機に係る規定は、平成8年5月1日から施行する。
  - \*2 使用料に限る。
  - \*3 土地占用料に限る。

#### 2 改正の概要

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の改正(平成7年10月25日公布)に合わせ、各占使用料の額の適正化、占用物件(道路占用料にあっては占用物件、公有土地水面使用料にあっては使用の目的、流水占用料にあっては占用の目的、その他にあっては区分のことをいう。以下「占使用物件」という。)の改正その他所要の整備を図った。

各占使用料に共通する事項は、次のとおりである。

#### (1) 柱類

電柱等が支持する電線の占用実態に応じた占使用料を徴収するため、「電柱」及び「電話柱」をそれぞれ細分化した。

#### (2) 線類

ア 新たに「共架電線その他上空に設ける線類」を設けた。

イ 共架柱の取扱いについては、「共架電線その他上空に設ける線類」を適用すること とした。

なお、昭和 60 年4月1日付土第171号の記3の「共架柱の取扱い」は廃止する。

#### (3) 管類

占用の実態に応じた占使用料を徴収するため、細分化した。

## 3 占使用料の減免措置

(1) 条例等の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに占使用の許可を受けた物件で、施行日以降も引き続き占使用を行うもの(以下「既存物件」という。)の額

ア 電気事業者、ガス事業者(ガス事業法第2条第6項に規定する大口ガス事業の用 に供するものを除く。)及び第一種電気通信事業者が設ける既存物件に係る占使用 料の額

平成8年度においては、各土木事務所等ごと及び法区分ごと(流水占用料を除く。) に条例等で定めた単価(以下「新単価」という。)を用いて得られた額と、改正前の条例等で定められた単価(以下「旧単価」という。)を用いて算出した額に1.1を乗じて得られた額を比較し、低い方の額を占使用料額とする。

平成9年度以降における各年度の占使用料の額は、前記の区分ごとに新単価を用いて得られた額が、前年度の占使用料の額に1.1を乗じて得られた額(以下「調整占使用料額」という。)を越える場合には、当該調整占使用料額とする。

イ アに掲げるもの以外の既存物件に係る占使用料の額

新単価が、前年度の単価に 1.1 を乗じて得られた単価(以下「調整単価」という。) を越える場合には、当該調整単価を用いて得られた額とする。

ウ 既存物件の数量の変更の取扱い

既存物件のうち、廃止する物件があるときは、既存物件の数量から当該廃止数量 を差し引くこととする。

(2) 新規物件に対する減免措置

施行日以降に許可を受けた占用物件(以下「新規物件」という。)に係る減免措置については別途通知する。

## 4 支線、支柱、支線柱の取扱い

(1) 支線及び支柱

占使用料を徴収しないものとする。

## (2) 支線柱

別途通知する占使用料を徴収する。

なお、電柱又は電話柱(以下「電柱等」という。)と支線柱とをつなぐワイヤーについては、支線となるため、占使用料を徴収しない。

ただし、前記3(1)アにおいて、旧単価を用いて占使用料額を算出するときは、支線、 支柱及び支線柱は、電柱等の旧単価を用いて算出するものとする。

## エ 公共土木施設の占使用料等に係る条例及び規則の一部改正について (通知)

(平成8年4月1日付用第56号、道補第36号、河第40号、港第115号、 用地課長、道路補修課長、河川課長、港湾課長通知)

標記のことについては、平成8年4月1日付土第3号で通知されたところですが、別紙 記載事項に注意し、適切に処理するようお願いします。

なお、従前の通知で、この通知と異なる内容のものがあるときは、順次これを改定する予 定であり、また、共通事項以外の事項については、各主管課長から別途通知することとし ていますので、今後の事務の取扱いに十分ご注意願います。

#### 別 紙

第1 占用物件の取扱いについて

#### 1 柱類

#### (1) 電柱等の種別

## ア 電柱等の種別

電柱又は電話柱(以下「電柱等」という。)の支持する電線の条数により、「電柱」を「第1種電柱」、「第2種電柱」及び「第3種電柱」に、「電話柱」を「第1種電話柱」、「第2種電話柱」及び「第3種電話柱」にそれぞれ3分割した。

電柱等の種別	支持する電線等の条数
第1種電柱、第1種電話柱	3条以下
第2種電柱、第2種電話柱	4条又は5条
第3種電柱、第3種電話柱	6条以上

ただし、占使用の許可処分を行うに当たって適用する電柱等の種別は、当該電柱等が実際に支持している電線の条数にかかわらず、次のイに定めるところによるものとする。

## イ 適用する電柱等の種別

平成8年度に適用する電柱の種別は第2種電柱、電話柱の種別は第1種電話柱とする。この種別は、法区分の別、既存物件と新規物件の別に関係なく、年度を通じて全土木事務所等で一律に適用するものである。

9年度以降に適用する電柱等の種別は、前年度の上半期における県下全域の電柱等1本当たりの平均条数を算定したうえ、毎年度末までに、土木部長から各土木事務所長等に通知することとしている。

ウ 電柱に架設される保安通信線等の取扱い

電柱の平均条数には、保安通信線分として一律 0.2 条を加えているので、関西電力株式会社(以下「関電」という。)の保安通信線については、占使用の許可処分を行う必要はないことに注意すること。

(2) 支線、支柱及び支線柱の取扱いについて

支線及び支柱については、占使用料を徴収しないこととしたが、占使用の許可処分の対象であるので、許可処分を行わないことがないよう注意すること。

また、電柱等と支線柱をつなぐワイヤーについては、支線となるため、占使用料を徴収しないこととしたが、占使用の許可処分を行うに当たっては従前どおり一体のものとして、「支線柱」として許可処分を行うこと。

(3) 共架柱の取扱いについて 共架柱の分類を廃止した。

(4) その他の柱類

道路占用、河川占用及び公有土地水面使用にあっては、新たに「その他の柱類」 の分類を設けたので、電算入力に当たっては、新たに作成される占使用種別コード 表をよく確認して行うこと。

## 2 線類

新たに「共架電線その他上空に設ける線類」及び「地下電線その他地下に設ける線類 (港湾及び海岸の占使用にあっては、「その他のもの」をいう。以下同じ。)」を設けた。

(1) 共架電力線等の取扱いについて

共架柱については、昭和60年4月1日付土第171号の記3及び同日付河第124号の記5の「共架柱の取扱い(「柱類」を適用し、条例等で定める単価の70%相当額を徴収する取扱い)」を廃止し、「共架電線その他上空に設ける線類」を適用することとしたので、特にその取扱いに注意すること。

関電が設置する共架電力線の平均延長及び日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)が設置する共架通信線の平均延長は、毎年度末までに、翌年度適用する延長を各土木事務所長等に通知することとしており、この数値は、法区分の別、既存物件と新規物件の区別なく、全土木事務所等で一律適用するものである。

なお、平成8年度に適用する関電が設置する共架電力線の平均延長は共架柱1本当たり90メートル、NTTが設置する共架通信線の延長は共架柱1本当たり39メートルとし、共架電力線等の占使用の数量は、当該共架電力線等の平均延長に共架柱の本数を乗じて得られた数量とする。

## (2) NCCの取扱いについて

新規参入の第1種電気通信事業者(\*1)である日本テレコム株式会社、日本高速通信株式会社、第2電電株式会社、大阪メディアポート株式会社等が設ける通信線(以下「NCC」という。)の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 共同収容(独自の収容施設(鞘管等)を除く。)を利用して設置されるものは、「共架電線その他上空に設ける線類」又は「地下電線その他地下に設ける線類」 を適用する。
- イ 電柱に共架されるものは、「共架電線その他上空に設ける線類」を適用する。
- ウ 独自の収容施設(鞘管等)を利用して地下に設置されるものは、「管類」を適用 する。
- エ 収容施設を利用せず地下に直接設置されるものは、「地下電線その他地下に設ける線類」を適用する。
- オ これらの取扱いで疑義が生じた場合は、主管課管理係まで照会すること。

## \*1 平成7年3月現在の「第1種電気通信事業者」は、次のとおりである。

分  類	事業者名 (カッコ) 書きは略称
長距離・地域・衛星系 国際通信系	日本電信電話株式会社 (NTT) 国際通信電話株式会社 (KDD)、 国際デジタル通信話株式会社 (IDC)
長距離系	第二電電株式会社 (DDI)、 日本テレコム株式会社 (JT)、 日本高速通信株式会社
地域系	大阪メディアポート株式会社 (OMP)、 東京通信ネットワーク株式会社 (TTNet) ほか9社
自動車電話・携帯電話	NTT関西移動通信網株式会社 (NTTDoCoMo)、 日本移動通信株式会社 (IDO)、 関西セルラー株式会社 (KCT)、 関西デジタルホン株式会社 (KDP)、 ツーカーホン関西株式会社 (TKK)
簡易携帯型電話システム(PHS)	NTT関西パーソナル通信網株式会社 (NTTパーソナル) DDI関西ポケット電話株式会社 (DDIポケット) 株式会社アステル関西 (アステル関西)
無線呼出し	NTT関西移動通信網株式会社 (NTTDoCoMo)、 関西テレメッセージ株式会社 (KTM)
衛星系	日本サテライトシステムズ株式会社 (JSAT) ほか1社 宇宙通信株式会社 (SCC)

#### 3 管 類

従来の「外径が 0.2 メートル未満のもの」の項を「外径が 0.1 メートル未満のもの」、「外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの」及び「外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの」に 3 分割した。

## 第2 占使用料の減免措置について

次のいずれかに該当する場合は、減免措置を講じ、又は講じないこととした。

- 1 条例等の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに占使用の許可を受けた物件で、施行日以降も引き続き占使用を行うもの。(以下「既存物件」という。)について占使用料が増額となる場合
  - (1) 電気事業者、ガス事業者(ガス事業法第2条第6項に規定する大口ガス事業の用 に供するものを除く。以下同じ。)及び第一種電気通信事業者(以下「各事業者」と いう。)が設ける占使用物件に係る占使用料の額
    - ア 平成8年度の占使用料の額(例1参照)

#### (a) 判断基準

各土木事務所等ごと、法区分ごと(流水占用料を除く。以下同じ。)及び各事業者ごとに、次の①及び②の数式により算出した額を比較し、①の額の方が低い場合は、次の減免措置を講じることとし、②の額の方が低い場合は、減免措置を講じない。

- ① {既存物件の数量 (\*2) ×改正前の単価} の総額 (\*3) ×1.1
- ② {既存物件の数量×改正後の単価 (\*4)} の総額
- \*2 「既存物件の数量」については、別紙様式により、8年度当初に各土木 事務所長等と各事業者とが文書で確認することとした。
- \*3 「総額」とは、当該土木事務所等の管内において、各事業者が本店、支店又は営業所等(以下「営業所等」という。)の名義で受けた個々の占使用の許可に係る占使用料の額を全て和した額をいう。(②、③及び④の数式において同じ。)
- \*4 「改正後の単価」とは、各占使用料において新規占用に係る減免措置が 講じられている場合は減免の単価、講じられていない場合は条例等の別表 に掲げられている単価をいう(④の数式において同じ。)。

#### (b) 講じる減免措置の内容

各土木事務所等ごと、法区分ごと及び各事業者の営業所等ごとの平成8年度 における占使用料の額は、①の数式により算出して得られた額とする。

イ 平成9年度以降の占使用料の額(例2参照)

#### (a) 判断基準

平成8年度の占使用料の額が①の数式により算出した額である場合、次の③ 及び④の数式により算出した額を比較し、③の額の方が低い場合は減免措置を 講じることとし、④の額の方が低い場合は当該年度以降、減免措置を講じない。 ③前年度における既存物件の占使用料の額×1.1 (調整占使用料額)

④ {既存物件の数量×改正後の単価} の総額

なお、既存物件の数量は、当該年度の前年度末における数量(年度途中に廃 止があった場合は、その数量を差し引く。)とし、毎年度当初に、各土木事務所 長等と各占使用者とが別紙様式により確認することとした。

(b) 講じる減免措置の内容

各土木事務所等ごと、法区分ごと及び各事業者の営業所等ごとの平成9年以降における占使用料の額は、③の数式により算出して得られた額とする。

ウ 減免措置を講じる場合の納入義務者

減免措置を講じる場合であっても、占使用料の納入義務者は、占使用の許可を 受けた(指令書に記載された)営業所等である。

エ 既存物件の数量の変更の取扱いについて

既存物件の数量が変更される場合は、変更の許可により処理することとなるが、 廃止される物件については、既存物件の数量から差し引くこととし、新たに物件 が設置される物件については、新単価が適用されることとなる。

(2) (1) に掲げるもの以外の既存物件に係る占使用料の額について

平成8年度以降の平成N年度における既存物件の占使用料の額は、各既存物件ごとの改正後の単価が改正前の単価に 1.1<sup>N-7</sup> を乗じて得られた額(円未満の端数が生じたときは小数点以下第1位を四捨五入して得られた額とする。以下「調整単価」という。)を超える場合には、調整単価を適用し、算出する。

この調整単価は、毎年度末までに、翌年度に適用する単価を電算で自動設定するとともに、土木部長から各土木事務所長等に通知することとしている。

2 新規物件に対する減免措置

施行日以降に許可を受けた占用物件に係る減免措置は、別途通知する。

## <例1>A土木事務所の8年度における関電の既存物件の道路占用料の求め方

許可を受けた者	許可番号	許可数量等	等地
B支店	01-0023	管類 外径 0.10m L10 管類 外径 0.20m L20	-
	04-0056	管類 外径 0.15m L30	0.5m 甲
C営業所	07-0089		0 本 甲 0 本 甲

これが8年度の確認占用数量となる。

(1) ①の数式で算出される額は、159,240 円×1.1=175,164 円 ≒175,160 円である。

許可を受けた者	許可番号		許可数量等			Ş	女 正 育	ή
計りを支げた有	計り留方		計り数里で	f	種別	等地	単価	占用料
B支店	01-0023	管類	外径 0.10m	L100.5m	11-1	甲	120 円	12, 120 円
		管類	外径 0.20m	L200.0m	11-2	乙	130 円	26,000円
	04-0056	管類	外径 0.15m	L300.5m	11-1	甲	120 円	36, 120 円
	小 計							74,240 円
C営業所	07-0089	電柱		40 本	01	甲	1,700円	68,000円
		支柱		10本	01	甲	1,700円	17,000円
合 計			·					159, 240 円

(2) ②の数式で算出される額は、249,350円である。

許可を受けた者	許可番号	許可数量等			Ş	女 正 往	发	
計りを支げた有	計り留方		計り数里式	F .	種別	等地	単価	占用料
B支店	01-0023	管類	外径 0.10m	L100.5m	B1-1	甲	150 円	15, 150 円
		管類	外径 0.20m	L200.0m	B1-3	乙	190 円	38,000円
	04-0056	管類	外径 0.15m	L300.5m	B1-2	甲	200 円	60,200円
C営業所	07-0089	電柱		40 本	A1-1	甲	3,400円	136,000 円
		支柱		10本	A3-	甲	0 円	0 円
合 計								249, 350 円

- (3) この結果、①の数式で算出された 175,160 円と②の数式で算出された 249,350 円とを比較すると、175,160 円の方が低いので、減免措置を講じることとなる(支線、支柱及び支線柱の取扱いについて注意すること。)。
- (4) よって、平成8年度においては、B支店に対して81,660円(74,240円×1.1=81,664円 ⇒81,660円)、C営業所に対して93,500円(85,000円×1.1=93,500円)の調定を起こす こととなる。

## < 例 2 > A 土木事務所の 9 年度以降における関電の既存物件の道路占用料の求め方

許可を受けた者	許可番号	8年度の確認占	用数量	等地	9 左	F度の確認占月	月数量
B支店	01-0023	管類 外径 0.10m 管類 外径 0.20m		甲乙	管類 管類	外径 0.10m 外径 0.20m	
	04-0056	管類 外径 0.15m	L300.5m	甲	管類	外径 0.15m	$\ell$ 250.0m
C営業所	07-0089	電柱 支柱	40 本 10 本	甲甲	電柱 支柱		30 本 5 本

- (1) 調整占用料の額は、B支店の占用料 81,660 円とC営業所の占用料 93,500 円とを足した 175,160 円に 1.1 を乗じた 192,676 円≒192,670 円である。
- (2) ②の数式で算出される額は、192,700円となる。

許可を受けた者	許可番号	9年度の確認占用数量			Ş	女 正 後	发	
計りを支げた有	計り留方	9 平皮の何	主部公口	用級里	種別	等地	単価	占用料
B支店	01-0023	管類 外径 0	. 10m	L 80.0m	B1-1	甲	150 円	12,000円
		管類 外径 0	. 20m	L150.0m	B1-3	乙	190 円	28,500円
	04-0056	管類 外径 0	.15m	L250.5m	B1-2	甲	200 円	50,200円
C営業所	07-0089	電柱		30 本	A1-1	甲	3,400 円	102,000円
		支柱		5本	A3-	甲	0 円	0 円
合 計								192,700円

- (3) この結果、調整占用料の192,670円と②の数式で得られた192,700円とを比較すると、192,670円の方が低いので、減免措置を講じることとなる。
- (4) よって、9年度においては、B支店に対して89,820円(81,660円×1.1=89,826円≒89,820円)、C営業所に対して102,850円(93,500円×1.1=102,850円)の調定を起こすこととなる。
- (5) なお、平成 10 年度における調整占用料の額は、B支店の占用料 89,820 円とC営業所の占用料 102,850 円とを足した 192,670 円に  $\underline{1.1}$ を乗じた 211,947 円  $\leftrightarrows$  211,940 円である。

#### 平成8年度の占使用料等に係る確認書

兵庫県 土木事務所長(以下「甲」という。)と 株式会社 支店(営業所)(以下「乙」という。)及び同社 支店(営業所)(以下「丙」という。)とは、平成8年4月1日の末尾記載の条例等の改正に伴い、平成8年3月31日までに乙及び丙が占使用の許可を受けていた物件で、平成8年4月1日以降も引き続き占使用を行うもの(以下「既存物件」という。)に対する平成8年度の占使用料の取扱いに関して、下記のとおり確認する。

記

- 1 この確認書の対象となる占使用は、道路占用、公有土地水面使用、河川の土地占用、港湾施設使用、海岸区域占用及び都市公園占用(以下「法区分」という。)とする。
- 2 平成8年4月1日現在の既存物件は、別添占使用許可台帳一覧表のとおりとする。
- 3 甲は、条例等の改正に伴い、各法区分ごとに次のとおり減免措置を実施することとする。
  - (1) 改正前の条例等により既存物件の各許可ごとの占使用料の額(別表①欄の額)を算定する。
  - (2) 改正後の条例等により既存物件の各許可ごとの占使用料の額(別表②欄の額)を算定する。
  - (3) 別表②欄の額の合計が、別表①欄の額の合計に 1.1 を乗じて得られる額(別表③欄の額、 以下「調整占使用料」という。)を上回るため、減免措置を実施する。
- 4 平成8年度における既存物件に係る法区分ごとの占使用料の額は、別表①欄の額に1.1を乗じて得られた額(別表④欄の額)とし、乙及び丙は、甲が別途発行する納入通知書によりこれを納付する。

この確認を証するため、確認書 通を作成し、各々1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 兵庫県 事務所長

乙 株式会社 支店(営業所)長

丙 株式会社 支店(営業所)長

兵庫県港湾施設管理条例 条例等一覧 兵庫県立都市公園条例 公有土地水面の使用料等に関する規

公有土地水面の使用料等に関する規則 河川流水占用料等の徴収に関する規則 兵庫県港湾施設管理条例施行規則 港湾区域等における占用等に関する規則 海岸保全区域における占用等に関する規則

道路占用料の徴収等に関する条例

(注) 末尾記載の条例等、記1及び別紙には、減免措置に該当するもののみ記載すること。

# 別紙

# (道路占用料)

支店名	改正前条例等で算定した額 ①	改正前条例等で算定した額(②)	調整占用料	平成8年度占用料	4
乙					
丙					
合 計			3		

# (公有土地水面使用料)

支店名	改正前条例等で算定した額 ①	改正前条例等で算定した額 ②	調整占用料	平成8年度占用料	1)
乙				_	
丙			_		
合 計			3		

## (河川の土地占用料)

支店名	改正前条例等で算定した額 ①	改正前条例等で算定した額 ②	調整占用料	平成8年度占用料	4
乙			_		
丙			_		
合 計			3		

<b>※</b>	還付の場合の単価は、	調整単価とする。
----------	------------	----------

.

•

## オ 流水占用料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の施行について

(平成8年4月1日付河第41号河川課長通知)

標記のことについては、平成8年4月1日付土第3号の土木部長通知(以下「部長通知」という。)並びに同日付河40号ほかの道路補修課長、用地課長、河川課長及び港湾課長通知(以下「連名通知」という。)でお知らせしたところですが、なお、下記事項に留意のうえ、適切に処理するようお願いいたします。

なお、この規則の施行に伴い、昭和 60 年4月1日付河第124号の記5「共架柱の取扱い」は、廃止します。

記

## 1 改正の概要等について

(1) 制定の理由

河川法第 32 条第1項に規定する土地占用料について、占用の目的及び額の適正化 を図る等所要の整備を行った(別表第1関係)。

ア 1種の占用の目的欄の例示を適切なものに改めた。

イ 道路占用料に合わせ、6種(管類)、7種(線類)及び8種(柱類)の占用の目的 欄を細分化した。

(3) 施行期日

平成8年4月1日

(4) 流水占用料及び土石採取料 流水占用料及び土石採取料は、改正しなかった。

#### 2 占用の目的について

道路占用料等との均衡を図るため、この規則の改正に伴い、適用すべき占用の目的を変更するものがあるので、その内容を概説するとともに、その他の占用の目的についてもその内容を明らかにすることとした。

(1) 1種(倉庫、足場その他これらに類するもの)

1種は、柱、壁、屋根等の構造をもつ建物や工事用足場等の工作物を対象としており、9種(その他)の「工作物を設置するもの」と区別すること。

(2) 2種(荷揚場、起重機その他これらに類するもの)

2種は、水運、漁業等のために必要と認められる施設を対象としており、その他の機械類が設置される場合は、9種(その他)の「工作物を設置するもの」が適用されること。

(3) 3種(田、畑、牧場、やぶその他これらに類するもの)

3種は、田、畑、牧場、やぶ、採草地その他これらに類するものを対象としている こと。 (4) 4種(看板その他これに類するもの)4種は、看板その他これに類するものを対象としていること。

(5) 5種(標識、係留杭その他これらに類するもの) 5種は、標識類を対象としていること。

(6) 6種(水管、下水管、ガス管その他これらに類するもの)

6種は、管の形状を有するものを対象としていること。

ただし、新規参入の第1種電気通信事業者が設ける通信線で、他の占用者の物件に 収容されている線状のもの及び電柱等に支持され、上空に設置されている線状のもの は、7種の線類を適用することとし、独自の施設に収容されているものは、従来どお り管類として取り扱うこと(連名通知別紙第1の2の(2)参照)。

(7) 7種(索道、電線その他これらに類するもの)

7種は、線の形状を有するものを対象としていること。

ケーブル状のものについては、ケーブルを最小単位とし、その延長を占用の数量と すること。

「その他の上空に設ける線類」とは、占用物件の底部が河川管理施設の天端の高さより上に設置されるものをいい、「地下電線その他の地下に設ける線類」とは、占用物件の底部が河川管理施設の天端の高さ以下に設置されるものをいう。

(8) 8種(電柱その他これに類するもの) 8種は、柱の形状を有するものを対象としていること。 なお、従来の「共架柱」は、7種の線類を適用すること。

(9) 9種 (その他)

9種のうち「工作物を設置するもの」とは、1種から8種までのいずれにも属さない橋梁、樋門等の工作物を、「工作物を設置しないもの」とは、1種から8種までのいずれにも属さない道路、公園等の面的占用を対象としていること。

## 3 占用料の額の減免措置

(1) 既存物件に係る減免措置 既存物件に係る減免措置については、部長通知の記3参照のこと。

(2) 一時占用の取扱い

許可の期間が7年度以前から8年度以降にわたる一時占用の8年度以降分の占用料金は、当該占用の目的が既存物件に該当するので、既存物件に係る減免措置が適用される。

なお、一時占用については、そもそも継続(許可の期間の更新)という処分があり えないので、許可期限後も引き続き占用したい旨の申請があり、これを許可したとき は、新規物件として取り扱うこと。

## (3) 新規物件に係る減免措置

3種(田、畑、牧場、やぶその他これらに類するもの)を除く次の種別については、 改正後の単価が改正前の単価の2倍を超えるので、道路占用の取扱いに準じ、当分の 間、改正前の単価の2倍を限度として徴収する。

種別	占用の目的	等地	旧単価	新単価	減免単価
1種	倉庫、足場等	甲地	1,310円	3,070 円	2,620円
4種	看板等	甲地	8,500円	26,000円	17,000円
5種	標識等	甲地	1,310円	3,070 円	2,620円
7種	索道等	甲地	160 円	510 円	320 円
		乙地	90 円	230 円	180 円
		丙地	70 円	170 円	140 円
9種	工作物を設置するもの	甲地	650 円	1,530円	1,300円
		丙地	260 円	530 円	520 円
	工作物を設置しないもの	甲地	130 円	300 円	260 円

## 4 既存物件の占用数量等の減少に係る還付について

#### (1) 還付する場合の単価

河川法施行令(昭和40年政令14号)第18条第2項第2号の規定により、占用数量等に減少があった場合は還付しなければならないとされていることから、減免措置が適用されている既存物件であっても占用数量等に減少があったときは、還付することとし、還付する額は、調整単価を単価として計算すること。

## (2) 還付があった場合の調整占用料額

還付があった場合の当該年度の調整占用料額は、還付した額を差し引いて算出した 額とすること。

## カ 日本電信電話株式会社の事業に係る土地占用料の取扱いについて

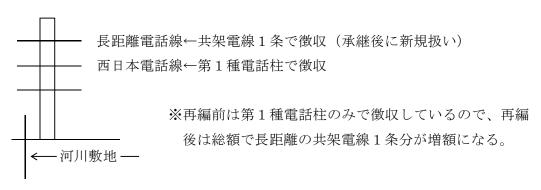
(平成11年5月28日付事務連絡河川課室長通知)

このことについては、平成 11 年 5 月 28 日付河第 60 号で通知したほか、別紙のとおり 取扱いを定めましたので、通知します。

## 別 紙

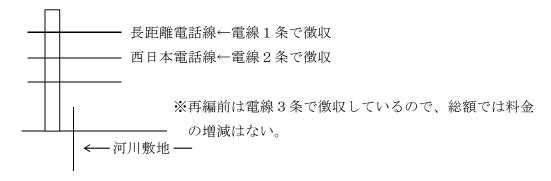
(用語の定義)

- ・河川管理者が権原を有する河川区域内の土地を「河川敷地」という。
- ・長距離会社所有を「長距離」という。
- ・西日本電信電話株式会社所有を「西日本」という。
- ・河川敷地に設置されている道路を「重複道路」という。
- ・河川法第24条の許可に係る土地占用料を「河川占用料」という。
- 1 架空線 (電話柱が河川敷地内にある場合)
  - ← 例:3条のうち1条が長距離所有、残る2条が西日本所有。



2 架空線 (電話柱が河川敷地内にない場合)

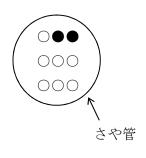
←例:3条のうち1条が長距離所有、残る2条が西日本所有。



- 3 地下通信線 ← 例:9条のうち2条が長距離所有、残る7条が西日本所有。
  - ○●●●長距離電話線←通信線 2 条で徴収○○○○西日本電話線←通信線 7 条で徴収
    - ※再編前は通信線9条で徴収しているので、総額では料金の増減はない。

#### 4 管類

物件全体を西日本と長距離との共有財産であるとみなし、さや管1本分の料金を持分割合で按分する。



000

- ●長距離所有電話線
- ○西日本所有電話線

※再編前はさや管1本で徴収しているが、再編後もこの 1本を共有することとみなしているから、料金の総額 は変わらない。

#### 5 重複道路の取扱い

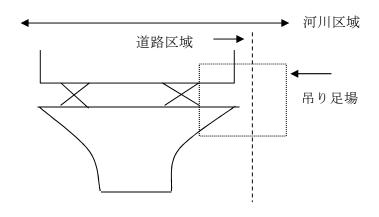
## (1) 基本的な考え方

許可処分は、道路管理者と河川管理者とで重複して行います。ただし、河川占用料に関しては、県から道路占用料を徴収される場合は、県において二重徴収とならないよう、徴収しません。

この場合、申請先が同じ土木事務所長等であっても、占用する場所が重複道路であることを承継届出書又は申請書に明示してください。

なお、占用料の収入先が異なる場合 (例:国と県、市と県)には、重複道路の場合であっても県が河川占用料を徴収します

## ※注釈



このように、道路区域からはみ 出している吊り足場などは、重複 していないので、単独で河川占用 許可が必要となります。

占用料もはみ出している部分 については、河川で徴収する必要 があります。

## (2) 河川横断

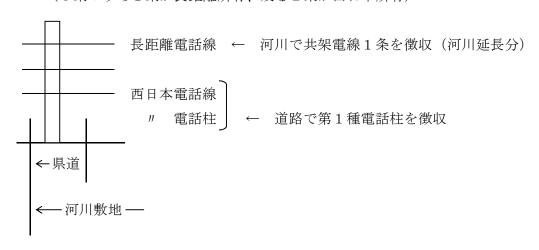
ア 橋梁添架の場合

重複道路の種別		管理者	河川占用料	道路占用料
		建設大臣	徴収する	
国	道	知事	徴収しない	徴収する
		神戸市長	徴収する	
県	道	県	徴収しない	徴収する
 	<b>但</b>	神戸市長	徴収する	
市町	「道	市町	徴収する	

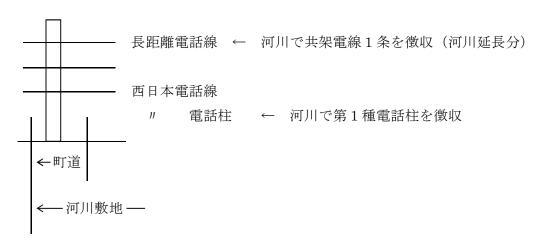
#### イ 上空横架の場合

- ・河川(重複道路)敷地内に電話柱がある場合 県が道路占用料を徴収している場合は、河川占用料は徴収しません。
- ・河川(重複道路)敷地内に電話柱がない場合 県では、第一種電気電信事業者の架空道路横断電線の道路占用料を徴収してい ないので、河川占用料を徴収します(二重徴収とならず、また、他の電気通信事 業者の占用物件との均衡を図るため。)。

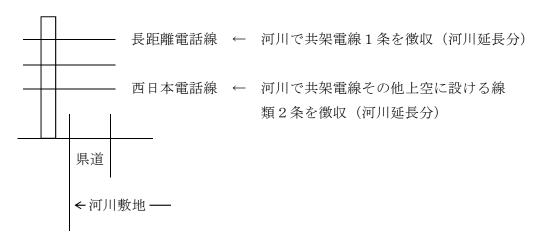
例1:電話柱が知事又は県管理の重複道路にある場合 (3条のうち1条が長距離所有、残る2条が西日本所有)



例2:電話柱が知事又は県管理<u>以外</u>の重複道路にある場合 (3条のうち1条が長距離所有、残る2条が西日本所有)



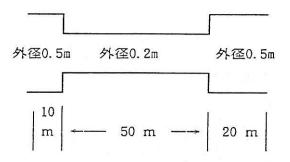
例3:電話柱は河川敷地外だが、電話線が知事又は県管理の重複道路の上空を横架 する場合(3条のうち1条が長距離所有、残る2条が西日本所有)



(3) 河川縦断

考え方は、上記(2)と同じ

- 6 承継届及び申請書の記載方法
  - (1) 管は面積ではなく外径と延長で表示する。 例えば、ケーブルを収容している管類の直径が途中で変わる場合



外径ごとに延長を記載する。

- ·管 外径 0.2m×延長 50m
- · 管 外径 0.5m×延長 30m
- ∴形態としては1本の管だが、延長の異なる2本の管があるような記載になる。
- (2) 共同収容施設に収容する場合は、その種類と諸元
  - (例)・自社ケーブルラック (幅 0.5m×延長 20m) に収容)
    - ケーブルラックにケーブル5本
- (3) 電話柱の場合添架されている電線と定数と内訳
  - (例) 電話柱:自社線4条、他社線1条 等
- (4) 河川縦横断管を直列に接合するための物件 表記しない
- (5) 河川縦横断管を他工作物に取り付けるための物件(取付金具)
  - (例) 取付金具 幅 0.5m×延長 0.1m×5個
- (6) 河川縦横断管の支持台
  - (例) 管の支持台 占用面積 20m<sup>2</sup>×5箇所

## キ 占用料金の還付について

(平成3年4月1日付河第1号河川課長通知)

標記のことについては、「河川の流水占用料等の徴収等に関する規則」(現在は「河川の流水占用料等の徴収等に関する条例」になっています。)第7条(条例第6条に該当します。)の規定によって処理願っているところですが、その解釈・運用に不統一が見られるので、今後は以下により周知願います。

- 1 河川法施行令第18条第2項第2号該当は、還付申請を要せず還付するものであること。
- 2 規則7条(1)(2)(条例第6条(1)(2))該当は還付申請を要すること。

なお、河川法施行令第18条第2項第2号の内容は

変更申請 廃止届 により占用料の額を変更し、既納額が多い 公共事由の監督処分 場合に還付申請なく還付するものである。

また、権利譲渡・地位承継の場合はなお不還付として下さい。

土木占使用システムを変更して、還付が必要な場合には、機械的に減額調定が行え、 還付額が算出されるよう検討中ですが、当分の間、還付が必要な場合は、土木占使用シ ステムを操作して減額調定を必ず行い、財務会計システムの歳入戻出手続きをとること として下さい。 ※ 平成12年3月28日付けで「河川の流水占用料等の徴収等に関する規則」は「河川の流水占用料等の徴収に関する条例」になっています。

#### ク 排水管等の占用に伴う河床保護としてのふとん篭の河川法上の取扱いについて

(平成元年7月15日河第10号)

標記のことについては、取扱いに不統一がみられたが、今後は法第27条(申請書に第26条があれば不要)該当として取扱うこととされたい。

なお、堤防等を保護する蛇籠については、その堤防等が河川管理施設か否か、河川に有益なものか否かなどによって、法第20条、第24条該当となることがあるので十分留意されたい。

◎既設のふとん篭の今後の取扱いについて(平成元年7月15日事務連絡)

標記のことについては、別添のとおり土木部長より所長に対し通知があったところですが、既設の物件で占用扱いしているものについては、今後下記により対処してください。

記

- 1 平成元年4月1日からの許可期間をもつものについて
  - (1) 無料扱いの場合 占用物件からふとん篭を削除するものとする。
  - (2) 有料扱いの場合 上記の措置に合わせて、本年度分の占用料金を返却するものとする。
- 2 来年度以降の更新分について

今後の更新許可に際して、上記(1)の措置をとるものとする。占用有料物件で占用料金の還付申し出があれば、本年4月以降の占用料金を還付するものとする。

(徴収規則第7条(2)(現在の条例第6条(2)に該当します。)該当として扱う。)

# ケ 河川占用許可事務及び河川占用料徴収事務の取扱いについて (管類の支持物、管類を添架した管橋、柱類と付属する線類に係る取扱い)

(平成14年4月1日河整第22号県土整備部土木局長通知)

河川を横断する管類の支持物及び管類を添架した管橋並びに柱類と付属する線類の河川占用許可事務及び占用料の徴収事務について、以下のとおり取扱うこととしましたので通知します。

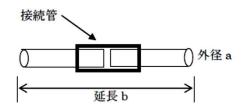
記

- 1 河川を横断する管類の支持物及び管類を添架した管橋の取扱いについて
  - (1) 他の占用物件に添架される管類等を固定するための支持物等の取扱い

橋脚等の既許可物件に管類を固定するために設置される支持物等については、原 則、占用許可の対象として面積で計算し許可するものとする。

占用料については、設置される支持物等は管の付属物として扱い、すべて無料とする。

## ア 接続管について



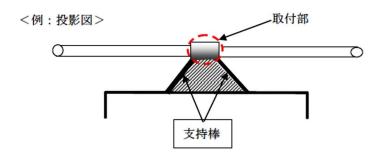
単に管を接続するために設置される接続管については、設置される管類の付属物として扱い、接続管についてのみ、許可も不要とする。 許可は、外径 a と延長 b のみで扱う。

## イ 支持物等について

支持物の形状等によっては、面積計算しづらいものも多いが、支持物の面積計算 にあたっては、その支持物の排他独占域すべてを含めて行うこと。

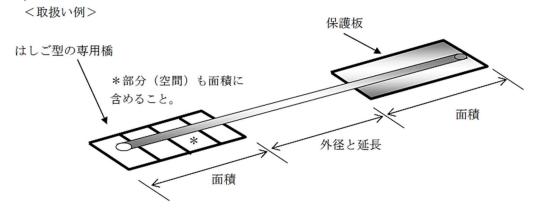
例えば、下図のように支持物が棒状で、2つの棒の間に空間がある場合、空間(斜線部分)については、他のものが占用できない排他独占域であることから、支持棒と 斜線部分のすべてを占用箇所として面積で許可する。

なお、取付部(点線部)は、管類の付属物として扱い接続管と同様に許可の対象から除外する。※上記ア参照



# (2) 単独で河川を横断する管類を添架した管橋等(以下「専用橋」という。)の取扱い

河川を横断して管類を設置する場合で、管専用の橋を設置して添架したり、又は管類を保護する目的で部分的にH鋼、保護板等を併設している場合にあっては、河川に対して面的に占用することとなる部分については面積をもって、また管類だけの部分については従来どおり外径と延長をもって許可及び占用料の徴収を行うものとする。



## (3) 既存の専用橋等に他の占用物件を添架する場合の取扱い

既存の専用橋に後から他の管類を添架する場合の取扱いは、<u>後から添架される管類の外径と延長のみで許可</u>するとともに、占用料も管類のみで算定すること。



#### <取扱い例>

水管橋に、後から通信管と電気管を設置する場合 通信管及び電気管については、管の外径と延長で許 可する。

なお、水管橋は管類専用橋(面積)で許可する。 許可例

- ① 水道管 水道管専用橋 ○○㎡
- ② 通信管 通信管外径〇m 延長〇〇m
- ③ 電気管 電気管外径〇m 延長〇〇m

## (4) 上記(3)において数人が共同して専用橋を設置する場合の取扱い

専用橋を数人が共有する場合には、各々の持ち分による面積をもって占用の許可を行うとともに、占用料も持ち分により徴収するものとする。

なお、数人が共同で専用橋を設置するにあたり、代表者を定めて申請してきた場合には、その代表者あて占用の許可を与え、占用料も代表者あて請求する。

2 支線、支柱、支線柱の取扱いについて

支線又は支線柱等の取扱いに係る平成8年4月1日付け土木部長通達(以下「同通達」という。)別紙1の1柱類の(2)「支線、支柱及び支線柱の取扱いについて」の解釈に 疑義が生じているが、同通達における取扱いを定めた趣旨は次のとおりであること から支線等にかかる取扱いについては、今後とも十分留意すること。

#### (1) 支線及び支柱

設置形態にかかわらずすべて許可の対象とする。

許可の区分は、「その他柱類」とする。

許可の単位は、「本数」とする。

占用料はいずれも無料扱いとする。

## (2) 支線柱

許可の区分は、「その他柱類」とする。

許可の単位は、「本数」とする。

占用料はいずれも有料扱いとする。

(3) 電話柱と支線柱をつなぐワイヤー(支線)の取扱い

同通達では、「占使用の許可處分を行うに当たっては従来どおり一体のものとして「支線柱」として許可処分を行うこと」と記載されているが、これは、当該支線を「支線柱の一部とみなし、許可しなくてもよい」 という意味ではなく、支線柱と一体となった施設として許可すべきものとして取扱うこと。

よって、許可書には、「支線柱(支線○本を含む)」若しくは「支線柱○本、支線○本」と表記し、当該支線のみ無料扱いとすること。

- 3 今回の管類にかかる占用許可の取扱時期
  - (1) この占用許可事務の取扱いは、平成14年度の新規許可申請分から適用するものとする。
  - (2) 平成14年度までの既許可物件については、平成15年度から適用するものとする。

よって、平成14年度中に物件を特定するとともに、既許可内容を変更する必要があるものについては、占用者から変更許可申請を提出させるものとする。

4 占用者への通知

今回の占用許可事務の取扱いに関しては、電気通信事業者、電気事業者及びガス事業者(大阪ガス)の大口の占用者については、当課から通知しますが、貴所においても占用者個々に通知方よろしくお願いします。

コ 河川占用許可事務及び河川占用料徴収事務の取扱いについて (管類の支持物、管類を添架した管橋、柱類と付属する線類に係る取扱い)

(平成14年4月1日河整第23号河川整備課長通知)

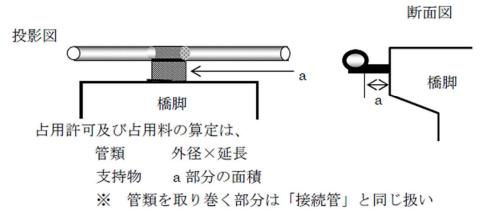
標記のことについては、平成14年4月1日付け県土整備部土木局長名で通知したところですが、下記のことに十分留意し、適切に処理していただきますようお願いします。

記

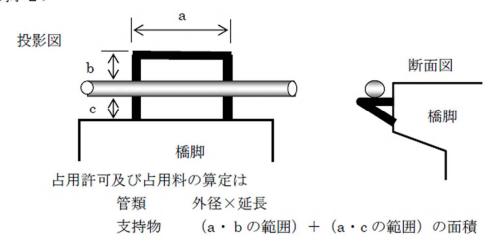
- 1 河川を横断する管類の支持物及び管類を添架した管橋の取扱いについて
  - (1) 他の占用物件に添架される管類等を固定するための支持物等の取扱い 他の占用物件に添架される管類の取扱いにおいては、主たる占用物件は管類であり、 支持物は従たる占用物件として取扱うこと。

支持物等については、多様な占用形態が考えられ、占用許可を与える場合においても、面積を算定しづらい場合も予想されるが、支持物等の面積の算定にあたっては、主たる管類を除いた部分で排他独占的に占用する部分についても、すべて面積計算に含めること。

#### <例示1>



## <例示2>



(2) 単独で河川を横断する管類を添架した管橋等(以下「管類専用橋」という。)の取扱い管類専用橋は、管類を保護等するために設置されるものであるが、河川から見た場合、面的に占用することとなるため、単独で河川を横断する管類専用橋の場合には、主たる占用物件は「管類専用橋」であり、部分的にはみ出すこととなる管類は従たる占用物件として取り扱うこととした。

管類専用橋の許可書の作成にあたっては、<u>管類専用橋と管類を重複して許可又は占用料を徴収することのないよう留意</u>すること。

また、許可の内容を電算入力するにあたっては、占用の目的は「管類専用橋の設置」 とした上で、次回の変更又は更新手続き時の参考とするため、「入力画面(2)の特記事項」 の欄に全体の管類の外径と延長を記入しておくこと。

## <管類専用橋の例示>

#### 例示1

管類専用橋の全幅と延長による 面積で計算(三斜求積)した値を もって許可する。

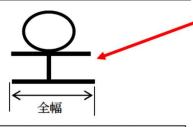
占用料は、m<sup>2</sup>単価×面積で算定する。



#### 例示2

H鋼を用いた管類専用橋である。

許可はこのH鋼の全幅と長さに より面積 (三斜求積) をもって許 可するとともに、占用料を徴収す る。

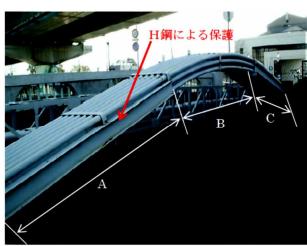




## 例示3

これは、A・C区間は管類専用 橋で、B区間は管だけが露出した 形態となっている。

占用許可は、A・C区間が管類 専用橋として面積で、B区間が管 類単体の外径と延長により行い、 占用料も同様に算定を行う。



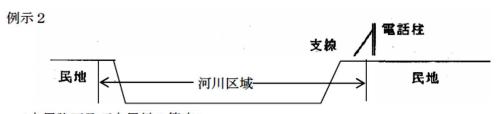
## 2 支線、支柱、支線柱の取扱いについて

支線等の取扱いについては、下記の例示を参考としながら、許可及び占用料の算定を行うこと。(図はすべて河川横断図)



<占用許可及び占用料の算定>

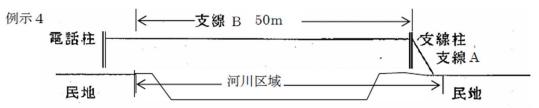
支線柱1本、支線1本で許可し、支線柱のみ占用料を徴収する



<占用許可及び占用料の算定> 支線1本で許可し、無料扱い



<占用許可及び占用料の算定> 支線1本で許可し、無料扱いとする。



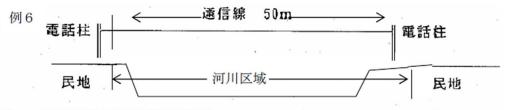
<占用許可及び占用料の算定>

支線柱1本、支線A1本、支線B1本で許可し、支線柱のみ占用料を徴収する。



<占用許可及び占用料の算定>

線類50mで許可し、線類で占用料を徴収する。



<占用許可及び占用料の算定>

電話柱1本で許可し、電話柱のみ占用料を徴収する。

## 3 取扱いの時期

- (1) この占用許可事務の取扱いは、平成14年度の新規許可申請分から適用するものとする。
- (2) 既許可物件については、平成15年度から適用するものとする。

平成14年度中に占用者に河川台帳等の電算資料を送付するなどし、今回の取扱いを行うこととなる物件を特定すること。

なお、大口の占用者に対しては、平成14年12月末までに今回の通達に該当する物件を特定した上で、関係土木事務所に協議する必要がある旨を別紙のとおり通知しているので、協議があった場合、許可内容を変更しなければならないものについては、占用者に変更許可申請を提出させ変更許可すること。

## サ 河川を横断する管類及びその支持物等の取扱いについて

(平成15年2月21日河川整備課長事務連絡)

標記のことについては、平成14年4月1日付け河整第22号土木局長通達(以下、「局長通達」という。)及び同日付け河整第23号河川整備課長通達(以下、「課長通達」という。)で既に通知したところですが、様々な占用形態から、その取扱いに疑義が生じていることが判明しました。

ついては、管類等の占用を統一的に取り扱うため、疑義が生じた内容とその取扱いを下記の とおりまとめましたので通知します。

今後とも、管類等の占用許可事務を適切に行っていただきますようよろしくお願いします。

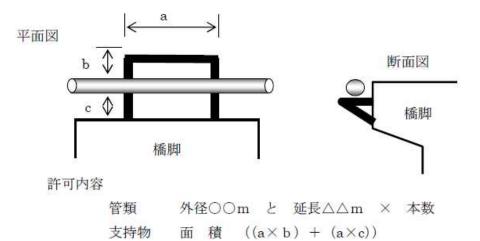
記

## 1 支持物等の取扱いの考え方

#### (1) 支持物の取扱い

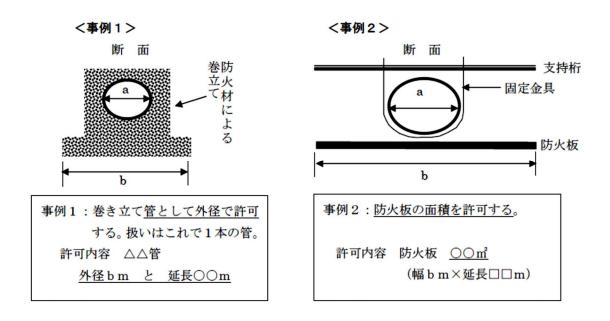
支持物とは、主たる占用物件である管類を添架したり、吊ったりするために設置される工作物をいい、その取扱いは、すべて面積で許可するものとする。

ただし、支持物が、主たる占用物件である管類と重複する部分については、、主たる 管類のみで占用許可し、重複部分は、許可面積に算入しない。



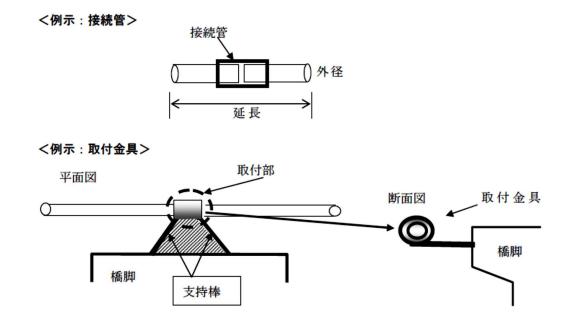
- (2) 管類を保護するために設置された管類専用橋又は保護板等の取扱い
  - ア 管類を占用するために、占用の「橋」を設置するものは、「 $\bigcirc$ 〇管専用橋」として<u>面積で許可</u>する。(課長通達 1 (2)を参照)
  - イ 道路橋に添架される場合に、管類を支持するための工作物以外で、当該管類を火事等から防護するために設置される防護(保護)板、または、管類の屈曲等を防止するために設置されるはしご型の保護板等の部分については、<u>面積で許可</u>する。(局長通達1(2)参照)

なお、管そのものをコンクリート又はグラスファイバー等で巻き立てたもの(平成14年4月版河川管理事務必携2-27頁 ※H15年当時)と混同しないこと。

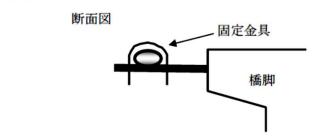


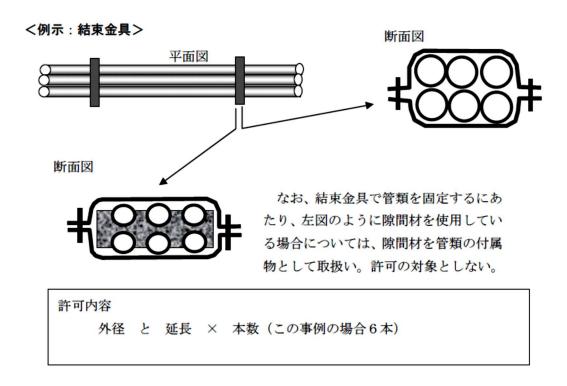
## 2 接続管、連結管、固定金具等の取扱い

管類を繋いだり、束ねたり、又は、支持物に固定するために用いられる、接続管、連結 管又は固定金具については、管類の付属物として取扱い、許可の対象とはしないものとす る。(局長通達1(1)参照)



#### <例示:固定金具>





# シ 河川占用許可事務及び河川占用料徴収事務の取扱いについて (日本テレコム関連通知、共架電線その他上空に設ける線類の取扱い)

(平成17年2月10日河整第1373号県土整備部土木局長通知)

日本テレコム株式会社(以下、「日本テレコム」という)が河川区域内に設置する通信線等の工作物に係る河川占用料徴収事務の取扱い、及び河川の流水占用料等の徴収等に関する条例別表第2中「共架電線その他上空に設ける線類」に係る河川占用許可事務及び河川占用料の徴収事務について、下記のとおり取扱うこととしましたので、通知します。

記

1 日本テレコムが河川区域内に設置する通信線等の工作物に係る河川占用料について このことについては、平成元年9月12日付け河第273号通知により流水占用料等の徴 収等事務処理要領別表の13に該当するものとして無料の取扱いを行ってきたところであ るが、日本テレコムが旧日本国有鉄道の承継法人とはみなされなくなったことから、平成 17年度より有料の取扱いに変更する。

なお、日本テレコム(株)に対しては別紙により通知済みとなっているので、申し添える。

2 共架電線その他上空に設ける線類の取扱いについて

このことについて、関西電力株式会社(以下、「関電」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)が設置する場合並びにその他の電気通信事業者等(以下「その他通信事業者」という。)が設置する場合において、占用数量の取扱いに不統一が見られるので、以下のとおり取扱うものとする。

(1) 関電及び NTT が他者所有の柱類に共架する場合

ア 他社所有の共架に係る柱類が河川区域内に存するとき

占用物件の実際の延長にかかわらず、毎年度関電及びNTTと取り交わしている「電柱等種別及び共架電線の取扱いに関する確認書の締結について」に基づき、共架に係る柱類の本数に平均共架電線延長を掛け合わせて占用数量を求めること。

占使用台帳コードは、関電の場合は「共架電力線」、NTT の場合は「共架通信線」を使用すること。

イ 他社所有の共架に係る柱類が河川区域に無いとき

占用物件の実際の延長(×条数)により占用数量を求めること。

占使用台帳コードは、関電の場合は「共架電力線」、NTT の場合は「共架通信線」を使用すること。

(2) その他通信事業者が他社所有の柱類に共架する場合

共架に係る柱類が河川区域内に存するか否かにかかわらず、占用物件の実際の延長 (×条数)により占用数量を求めること。

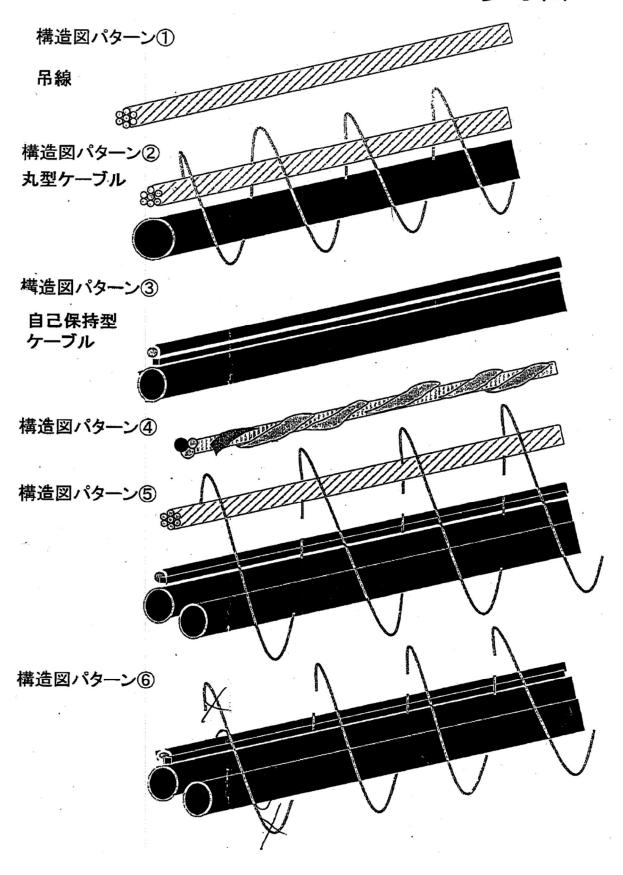
占使用台帳のコードは、占用物件に合わせて「共架通信線」の項中の適切なものを使用すること。

(3) NTT 又はその他通信事業者が設置する通信線に「吊線」(別添参考図参照) が含まれる場合

「吊線」については、主たる占用物件(通信線)を支持するための従たる占用物件であることから、支線と同様の取り扱いを行うものとする(占用許可を行い、占用料は無料扱いとする。)。

なお、既許可物件のうち有料の取扱いとなっているものについては、平成 17 年度から無料の取扱いに変更すること。

# 参考図



#### ス 請負工事施工者が設置する現場事務所等に係る占使用料の取扱いについて

(平成17年11月30日用地課・道路保全課・河川整備課・砂防課・港湾課管理係長事務連絡) 建設工事請負契約書に基づき、請負者が、工事施工のため、道路区域、河川区域、砂防設備、 港湾施設、港湾区域、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び公有土地水面(一般海域)におい て、下記行為のため占使用する場合の取扱いについては、従来不統一が見受けられたところで あるが、工事設計書に所要経費が計上されているのが通例であることから、許可申請の手続を 行わせ、占使用料を徴収するものとする。

なお、県が発注者である工事において、工事設計書に所要経費を計上しない旨の発注者の証明がなされている場合は、占使用料を徴収しないことができるものとする。ただし、港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域においては、国が発注者である工事の場合も、従前どおり占使用料を徴収しないことができるものとする。

記

- 1 現場詰所又は材料倉庫等の工作物を設置して占使用するとき
- 2 ケーソン、方塊異形ブロック等製作のため、作業場又は材料置き場として占使用するとき
- 3 工事用船舶を係留するため、一定区域を占使用するとき

## セ 地方公共団体の占用に係る流水占用料等の減免措置の適用について

(平成28年9月23日河整第1147号河川整備課長通知)

地方公共団体の行う事業のための占用許可に係る流水占用料等の徴収については、河川の流水占用料等の徴収等に関する条例(以下「条例」という)第3条第1項に基づき、流水占用料等の全部又は一部を免除することができるとされていますが、一律に減免措置が適用されるものではありません。

しかしながら、減免適用にかかる判断基準が明確ではないことから、その取扱いに混乱が生 じる可能性がありますので、今後は下記を参考に事務処理願います。

記

#### 1 判断について

(1) 規定に基づき判断するもの

条例第3条第1項第1号及び第2号ならびに流水占用料等の徴収等事務処理要領(昭和63年5月30日付け河第98号)別表に該当するものは減免措置を講じる。

(2) 個別に判断するもの

条例第3条第1項第3号の「地方公共団体の行う事業」について、公共性が高く収益を求めるものではないことが明らかな事業である場合は減免措置を講じる。

減免適用に疑義がある事業については、その具体的内容により判断するものとするが、当該事業の公共性、収益性及び民間による非代替性(※)等を考慮し、総合的に判断するものとする。

※・・・・民間事業者では行えない理由(法令、地域事情等)により、地方公共団体が事業を行わざるを得ないこと

## 2 減免の運用

上記1(2)による判断に際しては、占用者(地方公共団体)より資料(事業実施計画書、収支計画書等)を徴し判断するものとする。

また、長期間の占用が予定される事業において、その減免措置適用について定期的に検 討が必要と判断される場合は、占用許可期間を検討に必要な範囲で設定し、許可更新の際 に検討のうえ判断するものとする。

## 4 河川区域内における土地の掘削等の許可(河川法第27条1項)

(1) 意 義

河川区域内の土地において、盛土をしたり、掘削をしたりする土地の形状を変更する行為、又は、竹木の栽植及び竹木の伐採などを行うときに必要となる許可手続です。

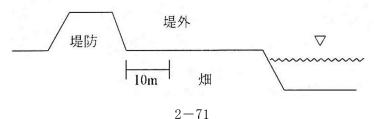
- (2) 要 件
  - ア 本条の制限を受ける土地は、所有関係等にかかわらず、河川区域内のすべての土地を 指します。
  - イ 土地の形状を変更する行為とは、土地の掘削、盛土若しくは切土と例示されている行 為はもちろんこれに限らず土地の形状変更を伴い、又は伴うおそれのある一切の行為で あり、行為の種類、性質にかかわらないものです。(砂利採取も本条の許可が必要)
  - ウ なお、法第26条1項の許可に係る行為のために行う土地の形状を変更する行為については、本条の許可は不要です。
- (3) 許可申請に必要となる図書(省令第16条参照)
  - ① 位置図 住宅地図等の既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもって代用しても可。
  - ② 実測平面図
  - ③ 求積図
  - ④ 横断図

当該行為に係る計画地盤面を記載したものであること。

- ⑤ 縦断図(必要がない事案のときもあります。)
  - ④と同様
- ⑥ 土量計算書(必要に応じて)
- (7) その他(必要に応じて添付する書類)
  - a 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
  - b 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘削等を行う場合には、当該土地の掘削等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
  - c 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
  - d その他県民局長が必要と認める図書
- (4) 許可を要しない軽易な行為(政令第15条の4参照)

次に掲げる行為については、法第27条1項の許可の対象とはなりません

① 河川管理施設の敷地から10m (河川管理者が状況に応じて指定したものはその指定 距離)以上離れた土地における耕耘



- ② 法第26条1項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に堆積している土砂等の排除
- ③ 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる(3号地に限る)として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採

#### (5) 留意事項

- ア 河川管理者が権原を有する土地において砂利を採取しようとするときは、砂利採取計 画の認可及び法第25条の許可を受ける必要があります。
- イ 河川工事又は河川の管理のための土地の掘削(ボーリング調査)は河川の管理行為そのものであり、許可は不要です。
- ウ 竹木の栽植については、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」の「河 岸等の植樹基準(案)」(Ⅲ通達・要綱編 参照)を参考にして審査してください。
- エ 河川区域内において行う植樹の許可処分は、原則、法第27条と併せて法第24条の 許可が必要となります(樹木の占用という概念)。

実施主体は、原則として地方公共団体又はこれに準ずる団体とします。

例外として民間団体による場合は、植樹後、地方公共団体に引き継がれ維持管理を当該地方公共団体が行う場合に限ります。

オ 国(国の機関)が申請者の場合には、法第27条の許可ではなく、法第95条で協議となります。この場合、協議に対する同意をもって法第27条の許可があったものとみなされます。

#### 5 河川保全区域における行為の制限の許可(河川法第55条)

#### (1) 意 義

河川保全区域において、盛土をしたり、掘削をしたりする土地の形状を変更する行為、 又は、工作物の新築又は改築などを行うときに必要となる許可手続です。

#### (2) 要 件

河川管理者が指定した河川保全区域のすべての土地に適用されます。(河川保全区域内 の道路に管類を敷設する行為も本条の適用を受けます。)。

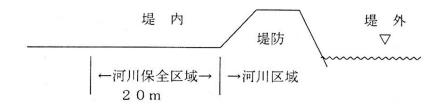
#### (3) 河川保全区域とは

河川管理施設(特に堤防)は、河川の流水によって生ずる災害の発生の防止のために重要な機能を果たしているものです。その機能を保全するために、機能に支障を及ぼすおそれのある行為を一定の範囲で厳重に取り締まるため、<u>河川管理者が指定した区域です。</u>

河川保全区域の指定は以下のようになっています。

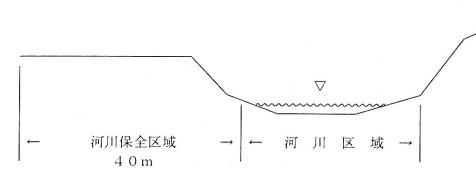
#### <堤防がある場合>

・河川区域から20mの範囲



#### <堤防がない場合>

・河川区域から40mの範囲



- (4) 許可申請に必要となる図書(省令第16条参照)
  - ① 位置図

住宅地図等の既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもって代用しても可。

- ② 実測平面図
- ③ 求積図(必要に応じて)
- ④ 横断図

当該行為に係る計画地盤面を記載したものであること。

- ⑤ 縦断図(必要がない事案のときもあります。)
  - ④と同様
- ⑥ 土量計算書(必要に応じて)
- ⑦ その他(必要に応じて添付する書類)
  - a 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
  - b 土地の掘削等を行う場合には、当該土地の掘削等を行うことについて申請者が権原 を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
  - c 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を 受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見 込みに関する書面
  - d その他県民局長が必要と認める図書
- (5) 許可を要しない軽易な行為(政令第34条参照)

許可を要しない軽易な行為とは、次の②から⑤までに掲げる行為で河川管理施設から 5 m以上離れたところで行うものをいいます。

- (1) 耕耘(5m以内でも可)
- ② 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土

ただし、堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものは許可が 必要となります (これは、そのような盛土は、堤防と盛土の間に水が溜まり堤防の安全 性を害するおそれがあるため、軽易な行為とみなしません。)。

- ③ 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削又は切土
- ④ 堤内の土地における工作物の新築又は改築 ただし、堤防の構造計算の基礎となった地盤に大きな変化を来すおそれのあるコンク リート造、石造、レンガ造等の堅固なもの及び水が浸透するおそれのある貯水池、水槽、井戸、水路等は許可が必要となります。
- ⑤ その他河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行 為。
- (6) 許可申請手数料の徴収(使用料及び手数料徴収条例) 許可申請及び変更許可申請の手数料を徴収するものです。

#### 河川保全区域内制限行為にかかる許可申請手数料徴収事務処理要領

#### 第1 目的

この要領は、使用料及び手数料徴収条例(平成12 年兵庫県条例第12 号)(以下、「手数料条例」という。)に基づいて行う、河川保全区域内制限行為にかかる許可申請及び変更許可申請の手数料(以下、併せて単に「手数料」という。)の徴収に関する事務処理について、必要な事項を定める。

#### 第2 手数料の金額の適用について

- 1 新規許可申請の場合
  - (1) 手数料条例別表の面積の考え方

ア 手数料の算定基礎となる面積は、河川保全区域内において、河川法(昭和39 年法 律第167 号)第55 条第1項に定める行為(但し、河川法施行令(昭和40 年政令第40 号)第34 条に規定するものを除く。)を行う面積とする。

イ 河川保全区域内制限行為にかかる許可申請書に添付すべき求積図 (河川管理事務必携2-6を参照) は、アの面積について作成するものとする。

- 2 変更許可申請の場合
  - (1) 行為区域の編入を伴う場合

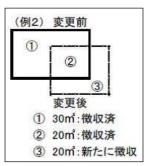
新たに行為区域に編入される面積(面積の考え方は第2の1(1)と同じ。)に応じ、 手数料条例別表に定める金額を徴収する。

- (例1) 10㎡から15㎡に区域が単純に広がる場合 5㎡増加のため、2,500円(100㎡未満の欄)を徴収
- (例2) 50㎡から40 ㎡への縮小だが、区域がずれる場合 20㎡の編入があるため、2,500円(100㎡未満の欄)を徴収
- (2) 行為区域の編入に合わせて行為内容を変更する場合 行為区域の編入分のみを徴収する。(行為内容の変更に係る審査 は、新たに編入した区域の審査の中で行う。)
  - (例) 50㎡から130㎡に区域が単純に広がるとともに、行為内容を変更する場合 80㎡の編入があったため、2,500円(100㎡未満の欄)を徴収
- (3) 行為区域の縮小を行う場合

変更許可申請手数料1,500 円を徴収する。

- (例) 110 ㎡から90 ㎡に減少するとともに、行為内容を変更する場合 1,500 円を徴収
- (4) 行為内容の変更のみの場合 変更許可申請手数料1,500 円を徴収する。
- (5) 許可期間変更申請(工期延長申請)の場合変更許可申請手数料1,500円を徴収する。
- 3 複数の法指定が重複する場合

河川保全区域が、他法令による区域指定と重複する場合であっても、審査は個別に行う ため手数料を減免しない。



なお、河川保全区域内で砂利採取を行おうとする者が、河川管理者から砂利採取計画の認可を得た場合には、河川法第55条第1項に基づく許可申請が不要(砂利採取法第27条)であるため、許可申請手数料を徴収しないこととなる。

#### 第3 適用除外の考え方

#### 1 概要

主として自己の居住又は農林水産業のために行うものは、手数料条例(別表第4の44の部)の規定により、適用除外とされている。

また、国(法令が河川法の適用に関して国とみなす旨を規定した法人を含む。)が行う行為については、河川法第95条による協議であることから、手数料条例は適用されない。

#### 2 手数料を徴収しない行為

(1) 主として自己の居住のために行うもの

「自己の居住のために行う」とは、申請者(自然人に限る。)自らが、生活の本拠と して使用するものであることが必要になる。

#### 【自己の居住のために行うものの例示】

- (ア) 自宅の新築、改築、増築及び解体
- (イ) 自宅建築のための宅地造成及び整地、庭園の造成
- (ウ) 自宅の給排水管、通路橋、進入道路及び駐車場の新設、改築及び除却

#### 【参考:自己居住に該当しない行為の例示】

法人が従業員等のために行う寮、社宅の建設

(2) 主として農林水産業のために行うもの

許可を要する行為のうち、農林水産業の一環として、個人及び団体(農業協同組合等)の行う行為については手数料を徴収しない。

#### 【農林水産業の用に供する目的で行う行為の例示】

- (ア) 農業のための倉庫、配水管等の新築、改築、増築及び除却
- (4) 農業のための土地の開墾、掘削、盛土、切土等の土地の形質の変更
- (ウ) 牛舎等の建設
- (3) 主とした目的の判断方法
  - (ア) 複数の目的が併存する場合には、主たる行為(面積の大きい行為)によって 判断する。
  - (4) 免除又は適用除外の対象となる目的が、徴収対象の目的と同面積の場合は、 免除又は適用除外の目的をもって主たる目的とみなす。
  - (例) 店舗併用の自己居住建物、大家住込みの賃貸アパート、販売所付き農場

#### 第4 手数料の免除

知事は、書面により免除の申し出があった場合には、手数料条例第3条の規定により、 手数料の全部又は一部を免除することができる。ただし、末尾別表に掲げる行為について は、免除申請書を徴せずに免除が認められたものとして処理するものとする。

なお、この権限は、地方機関処務規程別表第1 (県民局長委任事項146 の2) により、 県民局長に委任されている。

#### 第5 手数料の収入方法

1 手数料収入の流れ

手数料は兵庫県収入証紙により徴収することとし、申請時に、手数料相当額の兵庫県収入証紙を許可申請書鏡に貼付(申請書鏡の余白に貼付できない場合は裏面や別紙でも可。) させることを原則とする。ただし、以下に掲げる理由により、手数料の額を確定させることができない場合は、申請書を受理せず、手数料額確定(適用除外等となることの確認を含む。)のための審査を行った後に、申請書に兵庫県収入証紙を貼付させることとする。

なお、証紙消印の押印については、収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号) 第3条を参照のこと。

《手数料額確定のため審査が必要な場合の例》

- ① 行為面積が制限行為のみに係る面積で算定されていないなど、手数料算定の基礎となる面積を精査する必要がある場合
- ② 適用除外や免除対象に該当するかについて、検討する必要がある場合
- ③ 河川保全区域の範囲について、調査する必要がある場合

#### 2 証紙収入後の事務

(1) 証紙収入報告書の作成

県民局長は、手数料の納付があつたときは、毎月、その月分の証紙収入報告書(収入証紙規則様式第6号)を作成し、これを翌月の8日までに県土整備部長に提出しなければならない(収入証紙規則第12条第1項)。

(2) 関係書類の保存

手数料に係る申請書等は、これに係る処分をした日の属する年度経過後、1年間保存して置かなければならない(収入証紙規則第13条)。

#### 第6 手数料の不還付

手数料は、申請者の都合による取下げの場合でも還付しない。 (手数料条例第4条参照) 注1 申請書の様式や添付書類が法令に定める様式を具備していないため、申請書を受理

せず返戻する場合は、手数料の納付は要しない。

注2 審査後、申請書の補正を指示し、その後再提出のあった場合は、差し替え扱いとし、手数料を再度徴収しない。

注3 手数料の過誤納金の還付については、還付請求書を徴したうえで、申請書の写しと ともに河川整備課に提出すること。 (昭和59 年2月1日付け会第523 号「収入証紙 により徴収する手数料の過誤納金の還付について」参照)

#### 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### (別表) 第4関係

- 1 上水道のために行う行為。
- 2 地方公共団体が行う行為。(法令が河川法の適用に関して地方公共団体とみなす旨を規定した法人を含む。)

- 3 防犯灯設置のために行う行為。ただし、営利を目的として広告物を添加させる場合を除く。
- 4 テレビ用架空電線を設ける場合の当該架空電線に係るもの又はテレビ共同視聴用の架空線 及び電柱を設けるために行う行為(難視聴地域解消の非営利のものに限る。)
- 5 交通安全、河川の美化又は公衆の利便に著しく寄与する目的のために行う行為。
- 6 学校教育法第1条に規定する学校が学校の運営上必要な施設又は工作物を設けるために行 う行為。
- 7 鉄道事業法による鉄道事業又は軌道法による軌道事業の目的で行う行為。
- 8 バス待合所又は停留所を設置するために行う行為。ただし、営利を目的として広告物を添加させる場合を除く。
- 9 法令の規定により設立された公社が行う行為。
- 10 有線放送電話に関する法律第3条の規定に基づき総務大臣の許可を受けた者が有線放送電話業務の用に供する目的で行う行為及び有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律第3条の規定に基づく総務大臣に届出をした者のうち、公益的で非営利な有線ラジオ放送の業務の用に供する目的で行う行為。
- 11 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12 条の規定に基づき独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構が行う行為及び高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び同 第2号の規定に基づき各高速道路株式会社が行う行為

#### 使用料及び手数料条例 別表第4

#### 44 河川法に関する手数料

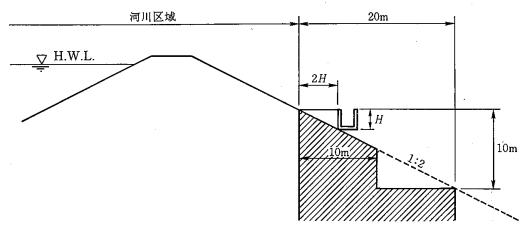
名称	事	5務の区分	金額
(1) 河川 保全区域 内制限行	河川法 (昭和39 年 法律第167 号。以下 この部において	制限行為に係る区域の面積 が100平方メートル未満の場 合	2,500 円
為許可申 請手数料	「法」という。)第 55 条第1項の規定 に基づく制限行為 (主として自己の	制限行為に係る区域の面積 が100平方メートル以上500 平方メートル未満の場合	3,900 円
	居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下この部において同じ。)の許可の申請に対する審査	制限行為に係る区域の面積 が500平方メートル以上の場 合	5,700 円
(2) 河川 保全区域 内制限行 為変更請 可申請手 数料		可((1)の款に掲げる許可に限 更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件に つき、1,500円(新たな土 地の制限行為に係る区域 への編入に係る許可事項 の変更にあっては、新たに 編入される制限行為に係 る区域の面積に応じ、(1) の款に定める金額に相当 する額)

#### 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について

(平成6年5月31日建設省河治発第40号建設省河川局治水課長通達)

堤内地において、堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、水路等の設置に伴う掘削により堤防の荷重バランスが崩れること若しくは基盤漏水が懸念される箇所においてパイピングが助長されること又は止水性のあるRC構造物等の設置により洪水時の堤防の浸潤面の上昇が助長されること等の堤防の安定を損なうおそれがあることから、従来より、工作物の設置による堤防に与える影響について検討し、その設置の可否を決定してきているところであるが、この度、堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等に係る判断基準等をまとめたので、今後は、下記により取り扱われたい。

- (1) 堤脚部から50パーセントの勾配 (2割勾配) の線より堤内側及び堤脚から20メートル (深さ10メートル以内の工作物の場合については10メートル) を超える範囲 (下図の斜線外の堤内地側の部分) における工作物の設置 (堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。) については、特に支障を生じないものであること。
- (2) 堀込河道(河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上)のうち堤防高が0.6 メートル未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。
- (3) 杭基礎工等(連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。) については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面の上昇に対する影響はなく、下図の 斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。
- (4) 下図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた 洪水時の堤防内の浸潤面に基づくすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置 前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じ ない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとすること。なお、旧河道や漏水の実績 のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要 があると考えられるものであること。
- (5) 基礎地盤が軟弱な箇所における下図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合については、荷重バランスの崩れ、浸潤面の上昇等により堤防の安全性を損なうことが考えられるため、(4)に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとすること。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておく(下図と同様の図を作成)ことが望ましいものであること。
- (6) 堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基盤漏水を生じやすい地質である場合については、 すべりに対する堤防の安定性のほか基盤漏洩に対する堤防の安定性についても確認し、必要 に応じて所要の対策を講ずるものとすること。
- (7) 排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合においては、堤防のり尻より5メートル以上離すものとすること。
- (8) その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとすること。



河道の一定区間に堤防がある場合

#### 6-1 流水の占用の許可(河川法第23条)

#### (1) 意 義

ある特定の目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、河川の流水を 排他的・継続的に使用する場合に必要となる許可手続です。

#### (2) 要 件

- ア 特定の目的のための使用とは、発電用水、かんがい(農業)用水、上水道用水、鉱工 業用水、消雪用水等のために流水を使用することをいいます。
- イ 河川の流水の使用が、流水の占用として許可を要するものか否かは、当該流水の使用 が法律的に保護されなくてはならない程度のものか、又は、河川管理上放置し得ない程 度の支障を生ずるものかが判断の要点となります。
- ウ 新規の流水占用を許可する場合には、河川の流水に余裕があることが前提となります。 河川の流量から既存の占用流水量を差し引いた残量に、なお新たに取水しようとする 水量が十分に確保されていることを確認できないと新たな流水占用の許可はできません。 また、特に、河川の維持用水(河川の汚濁の防止、水質の保全、生態系の維持などに 必要な用水)が優先的に確保されていることが必要となります。
- エ 特定水利使用等一定の基準を超えた水利使用は、国土交通大臣の許可、認可又は同意 が必要となります。
- (3) 許可申請に必要となる図書(省令第11条参照)

<新規許可の場合>

- ① 許可申請書(大臣許可等に使用する場合は、法定様式第八の(甲)及び(乙の1)を使用)
- ② 水利使用に係る事業の計画の概要
- ③ 使用水量の算出の根拠
- ④ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする 計算
- ⑤ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
  - a 治水
  - b 関係河川使用者(法第28条の規定による許可を受けたもの並びに漁業権者及び入 漁権者を除く)の河川の使用
  - c 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通行
  - d 漁業
  - e 史跡、名勝及び天然記念物
- ⑥ 法第44条1項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダム による流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

- ① 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあっては、工事計画に係る図書(省令第11条2項表記載の図書)。ただし、法第26条第1項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書
- ⑧ 法第38条ただし書の当該水利使用を行うことについて同意をした者があるときはその 同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所(法人にあって はその名称及び住所並びに代表者の氏名)並びに同意をするに至らない事情を記載した 書面
- ⑨ 位置図

住宅地図等の既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもって代用しても可。

- ⑩ 実測平面図
- ⑪ 求積図
- ① 横断図
- ③ 縦断図(必要がない事案のときもあります。)
- ⑭ その他(必要に応じて添付する書類)
  - a 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
  - b 土地の掘削等を行う場合には、当該土地の掘削等を行うことについて申請者が権原 を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
  - c 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を 受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見 込みに関する書面
  - d その他県民局長が必要と認める図書

#### (4) 許可の更新に必要な図書

従前の許可内容に一切変更がないものについては、(5)のウに準じた図書で許可を行ってください。なお、更新時に前回の許可内容と異なることが判明した場合には、その変更内容が把握できる図書を添付させた上で、支障のないものに限り変更許可を行うことになります。ただし、取水量の増加は、新規許可と同様に取扱って下さい。

#### (5) 農業用水に関する許可申請手続き

<u>慣行水利権を有する流水占用(ほとんどが農業用水)</u>に関する許可申請手続きについては、上記(3)に係わらず以下のとおり行ってください(農業用水の新規及び特定(準特定)水利使用の申請に添付すべき図書は上記(3)のとおりとする。)。

- ア 河川区域内の工事(井堰改修、水路改修、ポンプへの切替等取水方法の変更等)が伴 う変更及び慣行水利からの切換(工事を伴うもの)の申請に添付すべき図書(特定水利 使用及び準特定水利使用を除く)
  - ① 位置図(1/5000程度、かんがい区域及び幹線水路記入)
  - ② 実測平面図

- ③ 求積図
- ④ 横断図
- ⑤ 縦断図
- ⑥ 取水量計算書(慣行水利からの切換及び取水量に変更のあるものに限る)
- ⑦ 慣行水利の届出書又は許可書の写し
- ⑧ 当該河川の関係水利使用者の同意書(取水量の増量以外は不要)
- イ 河川区域内の工事が伴わない変更の申請及び慣行水利から許可への切換申請(工事が 伴わないもの)に添付すべき図書(特定水利使用及び準特定水利使用を除く)
  - ① 位置図(1/5000程度、かんがい区域及び幹線水路記入)
  - ② 写真(取水施設)
  - ③ 平面図
  - ④ 取水量計算書(慣行水利からの切換及び取水量に変更のあるものに限る)
  - ⑤ 慣行水利の届出書又は許可書の写し
  - ⑥ 当該河川の関係水利使用者の同意書(取水量の増量以外は不要)
- ウ 農業用水の更新の手続に添付すべき図書(特定及び準特定水利を除く)
  - ① 位置図(1/5000程度、かんがい区域及び幹線水路記入)
  - ② 写真(取水施設)
  - ③ 平面図 (略図で可)
  - ④ 前回許可書の写し

#### (6) 許可期間

ア 発電用水利使用に係るもの

30年

- イ 農業用、鉱工業用及び水道用水利使用に係るもの 10年
- ウ 雑用水利使用にかかるもの

10年

#### (7) 留意事項

- ア 流水占用の許可は、公水たる河川の流水を許可された範囲内で私的に使用する権利(流水に対する一面的な権利)を与えるものであり、流水を所有する権利(流水に対する全面的な支配権)を与えるものではありません。
- イ 河川の伏流水、河川敷内の積雪、河川敷地内から湧出した温泉なども河川の流水となり、許可が必要です。
- ウ ある目的で取水した水を更に他の目的に利用しようとする場合には、その他の目的の 利用についても流水占用の許可が必要です(例:かんがい水路や水道の送水管の落差を 利用しての水力発電など)。
- エ <u>発電のための流水占用料等については、水利使用の許可をした後直ちに徴収せず、通水を始めた月以降の期間について月割りで計算した額を徴収してください。</u>
- オ 工作物の設置が伴う場合には、法第24条及び26条、または27条、場合によっては55条の申請が必要となり、同時に審査する必要があります。

- カ 国(国の機関)が申請者の場合には、法第23条の許可申請ではなく、法第95条で協議となります。この場合、協議に対する同意をもって法第23条の許可があったものとみなされます。
- (8) 水利使用の申請があった場合の通知(法第38条、政令第21条、省令第23条)
- 1 通知すべき相手方及び通知内容

河川管理者は、水利使用に関し法第23条又は第26条第1項の許可の申請があった場合、 当該申請が却下すべきものである場合を除き、法第23条から第29条の規定による許可を 受けた者、漁業権者及び入漁権者に申請内容を通知しなければなりません。

ただし、この通知は当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水 利使用を行うことについて同意をした者に行う必要はありません。

2 関係河川使用者(=損失を受けるおそれのある者)の同意について本県では、水利使用許可申請にあたり、関係河川使用者(=損失を受けるおそれのある者)の同意書の添付を求めています。具体的には、下流水利権者及び漁業権者(漁業権が設定されている場合)の同意書です。

- (ア) 慣行水利権の法定化に際しての取扱い
  - ① 取水量の増加がなく、取水施設等の工事を伴わない場合は、同意書は不要です。
  - ② 取水量の増加はないが、取水施設等の工事を伴う場合は、直下流水利権者(工事完成後の現実的取水量の増大に対する対策として)及び漁業権者の同意書が必要です。
- (イ) 新規取水申請に際しての取扱い
  - ① 幹川で取水する場合、取水口から河口までの間の水利権者及び漁業権者の同意書が必要です。
  - ② 支川(支支川)の場合、取水口から幹川(支川)合流点までの間の水利権者及び漁業権者の同意書が必要です(ただし、幹線の流況に影響を及ぼすおそれがある場合は、河口まで必要)。

(No. 1)

内 容 審 査	審査結果	備	考
○工作物の設置に関して、法第24条及び26条料 しくは27条等の申請が同時に行われていること			
●官民境界線の記入の有無		官民境界の協ていれば記力	
○占用対象範囲が明確であること (取水用水路を含めるなど)	含	(	., .
●許可書の写しが添付されていること			
○慣行水利権の届出書の写しが添付されていること	느	場合	可への切換の
○取水口の地番を記入すること		本申請と同時ること	<b>等に提出させ</b>
<ul><li>○下流水利権者の同意書が添付されていること (位置図等に取水地点を表示のこと)</li></ul>		関係水利権者	ムチ, 亜 佐 刧
			日を安唯認
●排水する場合は排水関係資料の添付があること (排水量、水質、検査成績書、権利侵害のおそれがある場合の同意書)	n		
●河口取水で塩分を含有する場合には、塩分含有量 検査成績書を添付すること	量		
●操作規程(案)が添付されていること		利水ダム設置	
●管理規程(案)が添付されていること		操作を伴うがする場合(9	施設等を設置 )-4参照)
●流量資料の添付があること(10年分)			
●取水地点における流量記録のない場合			
①水系内の流量観測記録(10年分)			
②①のない場合は近接水系の流量観測記録			
(10年分)			
□ ③雨量観測記録(10年分) □ ④上記資料の添付と上記資料に基づく取水地点の	D		
推定流量計算書が添付されていること			

 ○受益区域図が添付されていること
 ①農業用水の場合 井堰毎の受益区域の色別と、受益地区の面積表
 ②工業用水の場合 取水地点からの送水経路と使用工場
 ③上水道用水の場合 取水地点からの送水経路と給水区域
 ○利水を必要とする理由の説明資料が添付されていること
 ○取水量算出根拠資料及び計算書(計算方法は取水量の算定の要領参照)
 ●塩分を含む場合に流水占用料の減額申請書が添付されていること
 ● 5年以内に河川工事が予定されていないか確認のこと

注1:●印は該当するもの、又は必要に応じて添付しなければならないものです。

●他法令に基づく手続はとれれているか確認のこと

#### 水利使用の種類

水利使用の区分	発 電	水道	鉱工業用水道	かんがい	その他	一級河川指定区間	二級河川
特定水利使用	最大出力 1,000kW 以上	最大取水量 2,500m³/日以上 給水人口 10,000人以上	最大取水量 2,500m³/日 以上	最大取水量 1 m³/秒以上 かんがい面積 300ha以上	左記水利使用の ために貯留又は 取水した流水を 利用する小水力 発電(法23条の2 の登録)	大臣許可	知事許可 大臣同意
準特定 水利使用	最大出力 200kW 以上	最大取水量 1,200m³/日以上 給水人口 5,000人以上	最大取水量 1,200m³/日 以上	最大取水量 0.3m³/秒以上 かんがい面積 100ha以上	最大取水量 1,200m <sup>3</sup> /以上	知事許可大臣認可	知事許可
その他の水利使用	_	最大取水量 1,200m³/日未満 給水人口 5,000人未満	最大取水量 1,200m³/日 未満	最大取水量 0.3m³/秒未満 かんがい面積 100ha未満	すべて	知事許可	知事許可

#### (8) 許可事務

水利使用の区分が「特定水利使用」及び「一級河川指定区間の準特定水利使用」は、河川 整備課で許可事務を行う。

「二級河川の準特定水利使用」及び「その他の水利利用」については、事務所において許可事務を行う(河川整備課への協議不要)。

#### 様式1

兵庫県指令 第 号

○○○○○ (申請者住所)

令和 年 月 日付けで申請のあった一級河川 川水系 川における水利使用 (かんがい用水)に関する河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第24条及び第26条第1項の許可については、別紙水利使用規則を付して許可します。

なお、占用料金は無料とします。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

河川管理者 兵庫県〇〇民局長

(かんがい用水新規許可標準例)

水利使用規則

許可番号 兵庫県指令第 一 号許可年月日 令和 年 月 日(○○水利組合 ○○井堰)

(目的)

第1条 この水利使用は、かんがいのためにするものとする。

(取水口の位置)

第2条 取水口等の位置は、次のとおりとする。

取水口

○○市○○町○○字○○△△番地先(○○川右左岸)

導水路

○○市○○町○○字○○△△番地先~□□地先まで(取水量)

第3条 取水量は、次の表のとおりとする。

	期間	しろかき期	普通かんがい期
		月 日から	月 日から
区分		月 日まで	月 日まで
最大取	水量	$m^3/s$	$m^3/s$

(取水の条件等)

- 第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業 に支障を生じないようにしなければならない。
- 2 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者(以下「水利使用者」という。)に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(河川工事等による支障の受忍)

第5条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁 その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することがで きない。

(工作物及び土地の占用)

第6条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区	分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積
河	取水施設 導水施設		${ m m}^2$ ${ m m}^2$
川区域	計		$\mathrm{m}^2$

(許可期限等)

- 第7条 許可期限は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 2 許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6月前から許可期限の1月前までの間にしなければならない。

(工事)

- 第8条 工期は、この許可の日から令和 年 月 日までの間とする。
- 2 水利使用者は、この許可に係る工事(この水利使用に係るポンプ施設の工事を含む。以下 同じ。)の実施については、河川管理者が河川管理上必要と認めてする指示に従わなければな らない。

- 3 水利使用者は、この許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ河川管理者に その旨を届け出なければならない。
- 4 水利使用者は、工期内、にこの許可に係る工事のすべてを完成し、かつ、当該工事のすべてについて、河川管理者が行う検査を受けなければならない。

(取水の開始の届出)

第9条 水利使用者は、取水(設備の点検のためにするものを除く。)を開始しようとするときには、あらかじめ河川管理者にその旨を届け出なければならない。

(管理規程)

- 第10条 水利使用者は、堰及び取水樋門を取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、堰 等の操作の方法その他堰等の管理について管理規程を定め、河川管理者の承認を受けなけれ ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 堰等の管理は、前項の承認を受けた管理規程に従って行われなければならない。
- 3 河川管理者は、河川工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により この管理規程によっては河川管理に支障を生ずると認める場合においては、この管理規程の 変更を命ずることができる。

(取水量の変更の許可の申請)

第11条 水利使用者は、かんがい面積 (ha)の減少その他の理由により、この水利 使用に係る必要水量が減少したときは、遅滞なく、第3条の取水量をその減少後の必要水量 に相当するものに変更するための河川法第23条の許可の申請をしなければならない。

(ポンプ施設の取水能力の変更等の承認)

第12条 水利使用者は、この水利使用に係るポンプ施設の取水能力を変更し、その他その設計を変更し、又はこれを改築しようとするときは、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければならない。ただし、その設計の変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

(標識の掲示)

第13条 水利使用者は、河川管理者の提示するところにより、この許可に係る水利使用の内容 その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(水質異常発見時の通報)

第13条の2 水利使用者は、水質の異常を発見したときは、ただちに河川管理者(○○事務所) に通報しなければならない。

(失効)

- 第14条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を 失う。
  - (1) この水利使用が廃止されたとき。
  - (2) 工期の満了の際、この許可に係る工事の過半の部分が完成するに至っていないと認められる場合において、河川管理者がその事実を確認してその旨を水利使用者に通知したとき。
  - (3) 許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。 (この水利使用規則の改正)
- 第15条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正

することができる。

#### 様式2

兵庫県指令 第 号

令和 年 月 日付けで申請のあった 級河川 川水系 川における水利使用(かんがい用水・更新)に関する河川法(昭和39年法律第167号)第23条及び第24条の許可については、水利使用規則(令和 年 月 日付け兵庫県指令 第○○○号)を下記のとおり改正して許可します。

なお、占用料金は無料とします。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県○○県民局長

記

水利使用規則第○○条に規定する許可期間(限)を令和 年 月 日から令和 年 月 日 までの期間に改める。

#### 様式3

兵庫県指令 第 号

令和 年 月 日付けで申請のあった 川水系 川における水利使用(水道用水)に関する河川法23条及び第24条の許可については別紙水利使用規則を付して許可します。

なお、占用料金は無料とします。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

水利使用規則

許可番号 兵庫県指令第 一 号許可年月日 令和 年 月 日(○○水道)

(目的)

第1条 この水利使用は、水道のためにするものとする。

(取水口の位置)

第2条 取水口の位置は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地先(○○川右岸)

(最大取水量等)

- 第3条 最大取水量は、次のとおりとする。
  - $0. \quad 0 \triangle \square m^3/s$

(取水の条件等)

- 第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業 に支障を生じないようにしなければならない。
- 2 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行なう者(以下「水利使用者」 という。)に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することが できる。

(河川工事等による支障の受忍)

第5条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁 その他の支障については、この水利使用を行なう権利をもって河川管理者に対抗することが できない。

(工作物及び土地の占用)

第6条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は次の表のとおりとする。

X	分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積
河川区域	取水施設		
	計		

(許可期間等)

第7条 許可期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6箇月前から許可期限の1箇月前までの間にしなければならない。

(工事)

- 第8条 工期はこの許可の日から令和○年○月○日までとする。
- 2 水利使用者は、この許可に係る工事(この水利使用に係るポンプ施設の工事を含む。以下 同じ。)の実施については、河川管理者が河川管理上必要と認めてする指示に従わなければな らない。
- 3 水利使用者は、この許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ河川管理者に その旨を届け出なければならない。

(管理規程)

- 第9条 水利使用者は、取水を開始しようとそるときは、あらかじめ、取水の基準及び取水樋 管の操作の方法、その他の管理について管理規程を定め、河川管理者の承認を受けなければ ならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 河川管理者は、河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、この管理規 定によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、この管理規定の変更を命ず ることができる。

(取水の開始の届出)

- 第10条 水利使用者は、取水(設備の点検のためにするものを除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、河川管理者にその旨を届け出なければならない。
- 第11条 水利使用者は、流量計毎日の取水量を測定し月ごとにその結果をとりまとめて翌月の 10日までにこれを河川管理者に報告しなければならない。

(ポンプ施設の取水能力の変更等の承認)

第12条 水利使用者は、この水利使用に係るポンプ施設の取水能力を変更し、その他その設計 を変更し、又はこれを改築しようとするときは、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなけ ればならない。 ただし、その設計の変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

(標識の掲示)

第13条 水利使用者は、河川管理者の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容 その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(水質異常発見時の通報)

第13条の2 水利使用者は、水質の異常を発見したときは、ただちに河川管理者(○○事務所) に通報しなければならない。

(失効)

- 第14条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は次に掲げるときは、その効力を失う。
  - (1) この水利使用が廃止されたとき。
  - (2) 工期の満了の際、この許可に係る工事の過半の部分が完成するに至っていないと認められる場合において、河川管理者がその事実を確認して、その旨を水利使用者に通知したとき。
  - (3) 許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。

(この水利使用規則の改正)

第11条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正 することができる。 様式4

(その1)

兵庫県指令 第 号

令和 年 月 日付けで申請のあった 川水系 川における水利使用(工業用水・養魚 用水等、更新)に関する河川法第23条及び第24条の許可については別紙水利使用規則を付 して許可します。

なお、占用料金は別途、通知する納付書の額とします。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

※有料の場合

様式4 (その2)

兵庫県指令 第 号

令和 年 月 日付けで申請のあった 川水系 川における水利使用(工業用水、更新) に関する河川法23条及び第24条の許可については別紙水利使用規則を付して許可します。

なお、占用料金は無料とします。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

#### 水利使用規則

 許可番号 兵庫県指令
 第
 号

 許可年月日 令和
 年
 月
 日

 工業用水等)
 (○○養魚用水等)

(目的)

第1条 この水利使用は、 $\underset{\$_{4}}{\mathbb{T}}$  業 のためにするものとする。

(取水口の位置)

第2条 取水口の位置は、

(最大取水量)

第3条 最大取水量は、

(取水の条件等)

- 第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業 に支障を生じないようにしなければならない。
- 2 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行なう者(以下「水利使用者」という。)に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(河川工事等による支障の受忍)

第5条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁 その他の支障については、この水利使用を行なう権利をもって河川管理者に対抗することが できない。

(工作物及び土地の占用)

第6条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は次の表のとおりとする。

X	分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積
河川区域	取水施設		
	計		

(許可期間等)

- 第7条 許可期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 2 許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6箇月前から許可期限の1箇月前までの間に しなければならない。

(取水量の測定等)

第8条 水利使用者は、毎日の取水量を測定し月ごとにその結果をとりまとめて翌月の10日までにこれを河川管理者に報告しなければならない。

(ポンプ施設の取水能力の変更等の承認)

第9条 水利使用者は、この水利使用に係るポンプ施設の取水能力を変更し、その他その設計を変更し、又はこれを改築しようとするときは、あらかじめ、河川管理者の承認をうけなければならない。

ただし、その設計の変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(水質異常発見時の通報)

第9条の2 水利使用者は、水質の異常を発見したときは、ただちに河川管理者(○○事務所) に通報しなければならない。

(失効)

- 第10条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は次に掲げるときは、その効力を失う。
  - (1) この水利使用が廃止されたとき。
  - (2) 許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。 (この水利使用規則の改正)
- 第11条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正 することができる。

様式5 (その1)

### 河川法第23条許可(更新)報告書

### 農業用水

○○県民局○○事務所

指令番号	河川名	申請者	施 設 名	取 7 しろがき期	k 量 かんがい期	占用面積	許可年月日	かんがい 面 積	土地占用の場所
	(〇〇川水系)			0.3% C <del>20</del> 3	777074 79			ш 19	
_	(小 計)	(△△件)	_			_	_	_	
_	計	△△件	_			_	_	_	
〔法	第79条2項に係 (○○川水系) ○○川	そる処分〕 							
_	(小 計)	(△△件)	_			_	_	_	
_	計	△△件	_			_	_	_	
_	合 計	△△件	Н			_	_	-	

36 - 7

様式5 (その2)

河川法第23条許可(更新)報告書

雑用水

鉱工業用水

上水道用水

○○県民局○○事務所

指令番号	河 川 名	申請者	種 別	施設名	取水量	占用面積	占用料金	許可年月日	許可期間	土地占用の場所
	(〇〇川水系) 〇〇川 									
_	(小 計)	(△△件)	-	_		_		_	_	
_	計	△△件	1					_	_	
〔法	第 79 条 2 項に係 (○○川水系) ○○川 	える処分〕   								
_	(小 計)	(△△件)	_	_		_		_	_	
_	計	△△件	_	_		_		_	_	
_	合 計	△△件	_							
		(内 訳)	上 工 水 その他	△△件 △△件 △△件		_ _ _	_	_	- - -	

2 - 10

#### (9) 取水量の算定要領

(かんがい用水の場合の一例)

取水量は減水深方式により必要な量を限度として算出すること。

対象かんがい面積 A ha

減 水 深 しろかき期 (

月 日~ 月 日) a m/日

普通かんがい期(月日~月日) b m/日

水路等損失

C %

しろかき期最大取水量= $\frac{A \times 10^4}{86400}$ ( $\frac{1}{\text{しろかき期}} \times a + \frac{\text{しろかき期日数} - 1}{\text{しろかき期日数}} \times b$ ) $\frac{1}{1 - C \times 10^{-2}}$  $=\bigcirc\bigcirc$ .  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ m<sup>3</sup>/s

普通かんがい期最大取水量=  $\frac{A \times 10^4}{86400} \times b \frac{1}{1 - C \times 10^{-2}} = \bigcirc$  .  $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$  m<sup>3</sup>/s

(注) 水路等の損失率又は減水深が過大であると考えられる場合には疎明資料を添付 させること。

#### (計算例)

しろかき期 (6月10日~6月13日) 4日間 (地域実態による)

普通かんがい期 (6月14日~9月30日)

( " )

面 積

38ha

1日しろかき面積 38ha×1/4=9.5ha

最終日補給面積 38ha-9.5ha=28.5ha

水路損失

5 %

(素掘り水路が一部に残り、

実態に基づく)

しろかき水深 0.10m

(地域実態による)

減水深

0.02m

(耕土の地質による)

しろかき期  $\frac{380,000\text{m}^2 \times (1/4 \times 0.10 + 3/4 \times 0.02)}{86,400} \times \frac{1}{0.95} \stackrel{\Leftarrow}{=} 0.1851\text{m}^3/\text{s} \stackrel{\Leftarrow}{=} 0.186\text{m}^3/\text{s}$ 

かんがい期  $\frac{(380,000\text{m}^2 \times 0.02)}{86,400} \times \frac{1}{0.95} = 0.9259\text{m}^3/\text{s} = 0.926\text{m}^3/\text{s}$ 

#### (10) 参考通達等

#### ア 流水占用 (農業用水) に関する許可申請手続の簡素化について

(昭和50年5月6日河第38号)

標記のことについて、農水の流水占用に関する申請手続は添付図書の作成が申請者にとって困難であるために手続がとられない事例が見られ、これがため、申請手続の履行又は手続後の内容不備の整備等の指導に相当の日時を要する現状にあるため、申請書作成能力の乏しい農家の農業用水の取水に関する申請手続について、下記のとおり簡素化を図ることとしたので、許可事務の処理の迅速化を図られたい。

- 1 農水の更新の手続に添付すべき図書(特定水利を除く)
  - (1) 位置図 (1/5,000程度、かんがい区域及び幹線水路記入)
  - (2) 写 真 (取水施設)
  - (3) 平面図 (略図)
  - (4) 許可書の写し
- 2 河川区域内の工事(井堰改修、水路改修、ポンプへの切換等取水方法の変更等)が伴う 変更及び慣行からの切換(工事を伴うもの)の申請に添付すべき図書(特定水利及び準特 定水利を除く)
  - (1) 位置図 (1/5,000程度、かんがい区域及び幹線水路記入)
  - (2) 平面図 (実測平面図)
  - (3) 求 積 図
  - (4) 縦 断 図
  - (5) 横断図
  - (6) 構造図
  - (7) 取水量計算書(慣行からの切換及び取水量に変更のあるものに限る)
  - (8) 慣行水利の届出書又は許可書の写し
  - (9) 関係河川使用者の同意書
- 3 河川区域内の工事が伴わない変更の申請及び慣行から許可への切換申請(工事が伴わないもの)に添付すべき図書(特定水利及び準特定水利を除く)
  - (1) 位置図 (1/5,000程度、かんがい区域及び幹線水路記入)
  - (2) 写 真 (取水施設)
  - (3) 平面図
  - (4) 取水量計算書(慣行からの切換及び取水量に変更のあるものに限る)
  - (5) 届出書又は許可書の写し
  - (6) 関係河川使用者の同意書(取水量の増量以外は不要)
- 4 農水の新規及び特定(準特定)水利の申請に添付すべき図書は従前どおりとする。

#### イ 水利使用の申請について

#### 1 様式について

県申請書様式は占使用業務の電算導入の際、申請者・管理者の利便のため、統一を図ったものですが、河川法の申請書様式は、河川法施行規則第11条ほかに規定される「別記様式第八(甲)(乙の1)…」等に定められています。申請者が県様式を用いないで、法定様式で申請されても排除できません。

また、23条については、取水量、取水施設等が県様式では記入しづらい箇所が多いので、法定様式と施行規則第11条に沿った整理を指導してください。

#### 2 同意について

現在、本県では、下流同意をとるようにしているが、この主旨は以下のとおりです。 水利許可については、河川法施行規則第11条の2-ハにより、河川流量と申請取水量 の関係と他の取水者の関係を計算する必要があり、又2-ニ(ロ)では、申請者の取水によ る他の取水者への影響と対策をチェックする必要があります。

2 - ハ前段では、特に慣行水利の法定化に際しては、過去からの取水実態が安定的に行われていることに着目し、その受益地で必要となる水の全量を許可しており、河川流量との関係を示す計算は不要である。後段では、以前と取水量が同じか減少するのであれば(従前の取水量が判らない慣行水利の場合は受益面積で比較する。)計算は不要である。

2-二(ロ)の影響と対策については、取水堰等河道内で工事をすれば、汚濁等の影響が生じ、又、取水口を改築すれば、田畑を耕すに必要な取水量は変わらなくとも、河道から用水路へ流入する水量が増大するのが通常であり、田畑を潤し、排水路を経て再び河川に戻るまでの間は、河川流量は工事以前より減少することとなり(これを減水区間という。)他の取水者に影響を生じます。

この二つの影響(工事中の汚濁等と、完成後の現実的取水量の増大)に対する対策の中で、最も安易な方法として、下流取水者の同意で代えています。よって、減水区間に下流取水等、関係河川使用者がいなければ、工事中の同意のみで足り、影響のない工法が採用されるのであれば、それも不要となります。

#### 6-2 流水の占用の登録(河川法第23条の2項)

#### (1) 意 義

既に法23条の許可を受けた水利使用のために貯留し、又は取水した流水を使用して小水力発電(※)を行おうとする場合に必要となる登録手続です。

※既存の水利使用許可に従属することから従属発電とも言います。

#### (2) 要 件

- ① 登録制の対象
  - ア 法23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水 (既許可水利権の流水)
  - イ 既許可水利権の流水に類する流水として、ダム又は堰(以下「ダム等」という。)から下記の場合に放流される流水
    - (例) ダム等から放流さえる維持流量等を利用して発電を行うもの。
    - (a) 河川の正常な機能を維持するために放流される流水
    - (b) ダム等の洪水調節容量を確保するために放流される流水
    - (c) 法23条の許可を受けた水利使用のために放流される流水
  - ウ 慣行水利権である水利使用のために取水した流水
- ② 登録権者(登録を行う者)
  - ア 既許可水利権の流水を利用した発電

既許可水利権の流水を利用した発電については、従属元水利使用を許可した者が登録を行います。

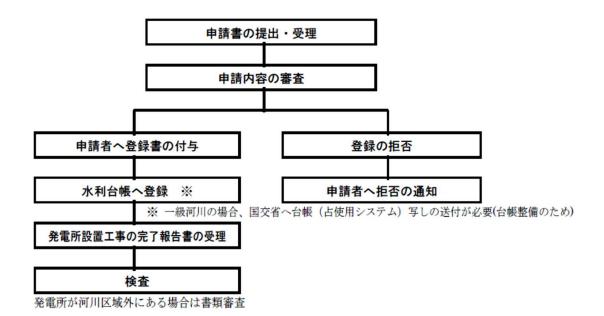
従属元水利係	使用の区分	特定水利使用	準特定水利使用	その他			
	直轄区間	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣			
一級河川	世籍区间	(整備局長等)	(整備局長等)	(整備局長等)			
一級行门门	指定区間	国土交通大臣	知 事	知 事			
	1日足区间	(整備局長等)	(県民局長等)	(県民局長等)			
二級河	र्ने ।।।	知事					
	·1 / 1 1	(県民局長等)					

#### イ ダム等からの放流水を利用した発電

- (a) 正常流量を確保するため(※)、及び洪水調節容量を確保するための流水の場合 当該河川を管理する者
  - ※ 正常流量を確保するための流水には河川管理行為として放流されるものと 水利使用に伴い放流されるものがある。
- (b) 水利使用のために貯留された流水の場合 貯留された流水に係る水利使用を許可した者(従属元水利使用の許可権者)
- (c) 慣行水利権の流水の場合 慣行水利権の届出を受理した河川管理者

#### (3) 登録審査の手続き

① 登録審査のフロー



#### ② 登録の要件

とし、必要に応じて現地確認を行う。

河川管理者は、登録の申請があったときは、申請者が書きの拒否要件に該当する場合 を除き、登録を行います。

- ア 河川法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執 行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- イ 法第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ウ 法人又は団体であって、その役員が上記ア、イのいずれかに該当する者
- エ 法第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を使用する場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、 当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき
- オ ダム等からの放流水を利用した発電のために流水を占用しようとする場合において、 下記の者の同意を得ていない場合。
  - (a) 申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用に ついて、法第23条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者
  - (b) 当該ダム又は堰を設置した者
- カ ダム等からの放流水を利用した発電のために流水を占用しようとする場合において、 河川に新たに減水区間を生じさせる場合
- キ 従属発電に関して法第24条又は第26条第1項の許可が必要な場合に、当該許可を受ける見込みがない場合

- ク 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠落している場合
- (注) 慣行水利権の流水を利用した発電で、登録申請書に記載された発電に係る取水量 が慣行水利権に基づく取水地点における取水量データ又は慣行水利権の届出書に記載 された内容を超えている場合に、補正等に応じないときは拒否要件に該当します。

この他、詳細については流水占用の登録審査マニュアルを参照してください。

#### 7 河川区域内における土石等の採取の許可(河川法第25条)

(1) 意 義

河川区域内の土地において土石その他河川の産出物の採取を行おうとする場合に必要となる許可手続です。

- (2) 要 件
  - ア 本条が適用されるのは、河川管理者がその権原に基づいて管理している国有地に限られます。
  - イ 民有地等で河川管理者以外の者がその権原に基づいて管理する土地においては、本条の適用はありませんが、土地の掘削その他土地の形状の変更を伴いますので、法第27条の許可は必要となります。また、採取機器の設置等工作物の設置が伴うものは、法第24条(国有地に及ぶ場合のみ)・第26条、土石等の洗浄が伴う場合には法第29条の許可が必要となる場合があります。
  - ウ 河川の産出物で政令等で指定されているものは、次のとおりです。
    - ① 竹木
    - ② あし
    - ③ かや
    - ④ 埋もれ木
    - ⑤ 笹
    - ⑥ じゅん菜
  - エ 県知事(河川管理者)が指定した産出物は、次のとおりです。 芝草
- (3) 許可申請に必要となる図書(省令第11条参照)
  - ① 位置図
  - ② 実測平面図
  - ③ 求積図(必要に応じて)
  - ④ 横断図

当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

⑤ 縦断図

横断図と同様

- ⑥ その他(必要に応じて添付する書類)
  - a 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
  - b 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の 処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受 ける見込みに関する書面
  - c その他県民局長が必要と認める図書

#### (4) 留意事項

ア 業(砂利採取業)として、河川区域及び河川区域以外の土地で砂利を採取する場合には、別途砂利採取法に基づく手続が必要となります。

<砂利とは>

粒径の小さい順 砂 → 砂利 → 栗石 → 玉石

粒径30㎝以内 砂利→砂利採取法の適用

粒径30㎝を超える 転石→採石法の適用

イ 本条の適用と自由使用について

個人が、庭石への使用等の自己の物とする目的で、一時的に、極少量の土石を持ち帰るものは、自由使用になります。

ただ、個人といっても、車両を用いて土石を持ち帰るなど、一定の河川の形状の変更 を伴うようなものは、本条及び法第27条の適用を受けます。

数値的な基準は定めにくいものであり、社会通念に照らして判断してください。

ウ 砂利採取法の採取計画の認可を受けることによって、法第26条1項、第27条1項、 第55条1項に関する許可を受けたものとみなされます(砂利採取法第27条1項)。

しかし、砂利採取法の規制は採掘の行為に対するものであり、砂利等の財産的権利を 取得するための、法第25条の許可は別途必要になります。

#### 8 河川管理者以外の者の施行する工事(河川法第20条、第18条)

(1) 意 義

他の行政機関、公共団体又は私人が自らの必要に基づき、又は河川管理に協力する立場から河川の工事又は維持を行おうとする場合に必要となる承認手続です。

(2) 要 件

ア 本条の規定により承認を受けて河川工事として施行された施設は、河川管理施設となります。

イ 本条の規定により承認を受けようとする河川工事は、河川管理者が定めた河川整備計 画等と整合性が図れている必要があります。

- (3) 許可申請に必要となる図書
  - ① 位置図
  - ② 実測平面図
  - ③ 求積図
    - ・工事の施行範囲等に係るもの(1/1000程度)
    - ・新設後河川管理者に帰属されることとなる施設の用地に係るもの(1/250程度)
  - ④ 横断図
  - ⑤ 縦断図
  - ⑥ その他(必要に応じて添付する書類)
    - a 河川工事を行おうとする場合は、承認を受けようとする工事の設計及び実施計画書 を、河川の維持を行おうとする場合は、その実施計画書
    - b 承認を受けて施行された河川工事の結果設置された施設が河川管理施設となるべき ことを定めた協定書又は誓約書
    - c 他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分 を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
    - d その他県民局長が必要と認める図書
- (4) 承認を要しない軽易な行為

河川の維持管理において次のような行為は本条の承認が不要となります。

- ① 草刈り
- ② 軽易な障害物の処分
- ③ その他これに類する小規模な維持
- (5) 法第20条の工事と法第18条の工事について
  - ア 法第20条の工事

本条に基づく工事は、「請願工事」と呼ばれるもので、申請者からの申し出を受けて、河川管理上の支障の有無を判断した上で承認されるものです。

#### イ 法第18条の工事

- (a) 本条に基づく工事は、「施行命令(又は原因者工事)」と呼ばれるもので、河川工事 以外の工事又は河川を損傷した行為などによって河川工事が必要になった場合に、当 該工事の原因者に対して河川工事を命ずるものです。
- (b) 工事又は工事の事後に河川工事の必要が生じたか、事前に河川工事を施行する必要があるかを問いません。ただし、あらかじめ必要となる河川工事について原因者に施行命令を発することができるのは、必要を生じさせることが明らかな原因が現に存し、それによる河川工事の必要性が明白に認められる場合でなければなりません。
- (c) 河川管理上、河川工事を生じさせた原因者に当該工事を施行させることが適当でない場合には、河川管理者が自ら工事を行い、それに要する費用を原因者に負担させることもできます。(法第67条)

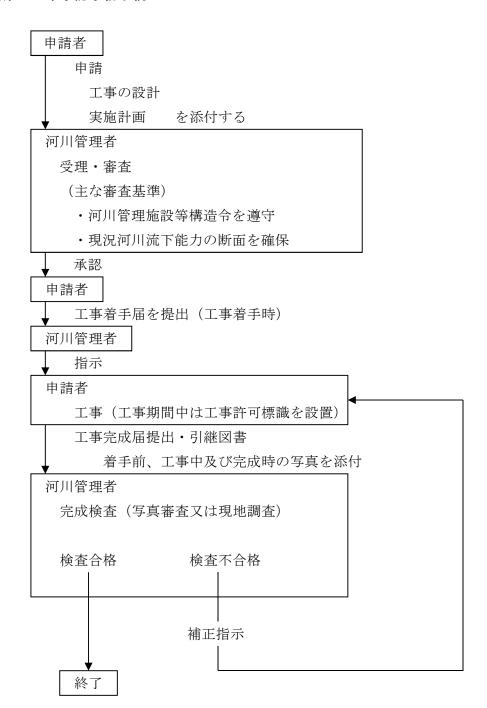
#### (6) 留意事項

- ア 軽易な行為の草刈りで、草が法第25条の規定による河川の産出物と指定してされている場合、これを苅る行為が堤防の保護のみを目的とするだけでなく、その採取を目的とするものであるときは、法第25条の許可が必要となります。
- イ 法第20条の河川工事を請願した者又は法第18条の施行命令を受けた者が、当該河 川工事を完了することができなかった場合には、最終的には、河川管理者が施行する責 務を負いますので、承認又は命令に際しては、相手方の施行能力等を十分考慮してくだ さい。
- ウ 法的には、完成した施設は河川管理施設となりますが、工事完成後、工事施工者から 次のような図書を徴してください。
  - ① 工事完成届
  - ② 施設の帰属承諾書
  - ③ 工事完成平面図
  - ④ 求積図(登記に必要な図書を含む-地積測量図等)
  - ⑤ 横断図及び縦断図
  - ⑥ 構造図
  - ⑦ 完成写真(必要に応じて工事中の写真)
  - ⑧ 寄付申出書(用地を寄付する場合)
    - ・登記承諾書(印鑑証明を含む)
    - ・寄付を行う土地の土地登記簿謄本

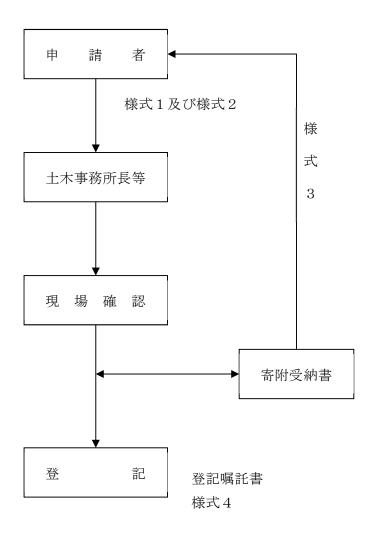
### 内容審査チェックシート (河川法第20条)

	内	容	審	査		審査結果	備	考
工事関係		の整備(3 に合致した					技術担当 (エ している。	「務課)が作成
	は、 約す ■ に た を 完	デ河川の拡 河川敷面が海 一る書 び市町は、工させずる では添付され	の寄付及 系付され 可以外の 既算書、 る資力が	なび施設の れているか )者が申請 資金計画 ぶあること	h 帰属を誓 。 。 f す る 場 合 i 等 の 工事		う場合には、 を誓約する 工事が途中	幅で工事を行 、施設の帰属 書面 で挫折するこ 確認すること
	る地路の記ま	他  法第20  法第20   	、。 区画整 などに伴 冷に基っ	理事業、 半い実施さ うく申請が	宅地開発、 れること がないか確			
帰属関係		八 日 第名義人に						
	○印鑑	差証明は3月	月以内の	)ものであ	ること			) はないです がこだわる場 す。
		けの申出人な 書面が添作					印鑑は登録日	印鑑か要確認
		葛等を受ける )内容と整合					変更箇所が。 別途変更手編	ある場合は、 売が必要
	○現地	也確認を行う	うこと					

### 〇河川法第20条承認事務手続フロー



### 〇帰属等に係る登記事務フロー



(様式1)

# 帰 属 承 諾 書

令和 年 月 日付 第 号で河川法第20条の規定に基づき承認を得ました 級河川 川の工事の施行に伴う、河川又はその付属物を構成する物件は寄付受納 と同時に、無償にて河川管理者兵庫県知事に帰属することを承諾します。

令和 年 月 日

河川管理者

兵庫県知事様

承諾者 住 所

氏 名

(様式2)

## 寄 附 申 出 書

令和 年 月 日

兵庫県 県民局長 様

申請者 住 所

氏 名

令和 年 月 日付 第 号で承認を受けた 級河川 川の工事の 完了に伴い、下記の土地を河川敷地として関係図書を添えて国(国土交通省)に寄附します。

土	地	の	所	在	地	番	地	目	面(公	積 簿) m²

(様式3)

# 寄 附 受 納 書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

兵庫県 県民局長

令和 年 月 日付をもって申請のありました下記土地については、 級河川 川の河川敷地として施設とともに国(国土交通省)に受納します。

土	地	Ø	所	在	地	番	地	Ш	面 (公	積 簿) m²

# 登 記 承 諾 書

令和 年 月 日

河川管理者

兵庫県知事

様

承諾者 住 所

氏 名

私の所有に係る下記の不動産を寄附により 級河川 川の河川敷地として国(国 土交通省) に所有権移転登記されることを承諾します。

土	地	Ø	所	在	地	番	地	目	面(公	積 簿) m²

#### 9 許可等の条件(河川法第90条)

河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令もしくは条例の規定による許可、登録 又は承認には、必要な条件を付すことができます。

条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限られます。

また、許可、登録又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課するものは条件として付す ことはできません。

#### 許可条件のひな形

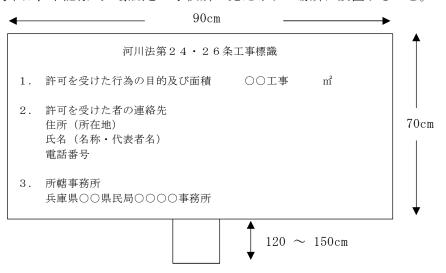
別紙条件書

(ひな形)

- 1. 工事期間は、許可の日から令和 年 月 日までとする。
- 2. この許可にかかる工事又は行為に、着手しようとするとき及び完成したときは、本職に届け出てその指示、検査を受けること。 なお、工事差手屈にけ許可書(写) 許可条件書(写) 工程表を添付することとし

なお、工事着手届には許可書(写)、許可条件書(写)、工程表を添付することとし、 工事完成届には、許可書(写)、許可条件書(写)、工事の着手前・工事中・完成時の写 真を添付すること。

- 3. この行為により、河川の工作物又は河川の付属物に損傷を与えたときは、直ちに届け出てこの許可を受けたものの費用で、本職の支持するとおり速やかに原型に復旧すること。
- 4. 工事期間中は、下記様式の標識を工事個所の見えやすい場所に設置すること。



- 5. 占用物件については、以下のとおり良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公 共の安全が保持されるように努めなければならない。
  - (イ) 許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況(以下「許可工作物の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
  - (ロ) 許可工作物の点検は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他 適切な方法により行うこと。
  - (ハ) (ロ)の点検は、可動堰、水門、樋門等にあっては、一年に一回以上の適切な頻度で 行うこと。
  - (二)(ロ)の点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異常があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

- 6. 河川に土砂、樹根、その他流水を咳止めるような物件を流出させないように防災措置を 取った上で施工すること。
- 7. 異常降雨及び台風等襲来の恐れのある時は、直ちに工事を中断し万全の防災措置を講じること。
- 8. 緊急時に備えて緊急時連絡体制を確立し、防災資材を常時現場に保管すること。
- 9. 本職は河川の維持管理上、その他公益上必要と認めたときは、この許可を取消し又は変更し許可工作物の移築、改築、または除却を命ずることがある。
- 10. 占用物件については、良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。
- 11. ダム・水門・樋門・その他堤防に設置された工作物等については、目視その他の適切な 方法により、一年に一回以上の適切な頻度で点検(可動部のある施設は動作状況を含む 。)を実施して、点検結果を記録し、次回点検まで保存すること。
- 12. 損傷、腐食その他の異常があることを把握したときは、治水利水上又は河川環境の保全等のため、必要な修繕等の措置を講じる等の適正な維持管理を行うこと。
- 13. 当該物件及びその付近の草刈りや清掃等の環境美化を努めるとともに、不法占用等をまねかないような措置を講ずること。
- 14. 当該物件に異常かつ重大な状態が発見された場合は直ちに本職に報告すること。
- 15. 許可の際の住所(所在地)、氏名(名称)を変更したとき、又はその地位を承継するときは、速やかに届け出ること。
- 16. この許可により生じた権利義務は、本職の承認を受けなければ譲渡できない。
- 17. 占用機関の満了したとき、又は許可を受けた工事を中途で廃止したときは、この許可を受けた者の費用で、直ちに工作物を除去する等原状回復し、その旨を届け出て検査を受けること。
- 18. 占用期間満了後、引続きこの許可にかかる土地を占用しようとするときは、期間満了日の1ヶ月前までに更新の許可の申請をすること。
- 19. この許可にかかる占用期間が満了したときは、この許可は効力を失うものとする。
- 20. 本職は占用料金の改正等その他で、この許可書及び許可条件を整理する必要があると認める時は、これを改正することがある。